

原 発 本 第 2 1 1 号

2 0 2 4 年 1 月 1 9 日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

申 請 者 名 九州電力株式会社

代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、玄海原子力発電所原子炉施設保安規定について、下記のとおり変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和49年12月16日付けの49原第10790号で認可を受け、昭和50年6月26日付けの50原第5193号、昭和50年12月15日付けの50原第9554号、昭和51年4月26日付けの51安第2242号、昭和51年9月16日付けの51安(原規)第60号、昭和52年5月31日付けの52安(原規)第131号、昭和54年6月22日付けの54資庁第8354号、昭和54年8月3日付けの54資庁第10467号、昭和55年1月7日付けの54資庁第15477号、昭和55年11月10日付けの55資庁第12005号、昭和56年6月5日付けの56資庁第3275号、昭和56年8月20日付けの56資庁第10448号、昭和56年11月6日付けの56資庁第12949号、昭和57年2月26日付けの57資庁第2530号、昭和57年7月31日付けの57資庁第10881号、昭和58年8月15日付けの58資庁第9302号、昭和59年8月3日付けの59資庁第8966号、昭和59年8月17日付けの59資庁第10192号、昭和60年4月1日付けの60資庁第3188号、昭和60年6月18日付けの60資庁第8040号、昭和60年11月5日付けの60資庁第12363号、昭和63年2月23日付けの62資庁第16339号、平成元年3月31日付けの元資庁第3506号、平成2年3月23日付けの2資庁第1878号、平成4年3月2日付けの4資庁第1125号、平成5年3月31日付けの5資庁第570号、平成5年10月18日付けの5資庁第11120号、平成6年2月28日付けの6資庁第471号、平成6年8月18日付けの6資庁第8958号、平成7年9月7日付けの7資庁第8119号、平成7年12月5日付けの7資庁第13349号、平成8年5月22日付けの8資庁第3208号、平成8年8月19日付けの8資庁第7659号、平成9年7月23日付けの平成09・06・12資第9号、平成13年1月5日付けの平成12・09・20資第3号、平成13年2月23日付けの平成13・02・15原第20号、平成13年3月30日付けの平成13・03・23原第6号、平成13年6月26日付けの平成13・05・24原第4号、平成13年9月13日付けの平成13・08・14原第4号、平成13年10月11日付けの平成13・09・18原第5号、平成14年3月8日付けの平成14・02・08原第25号、平成14年6月20日付けの平成14・06・07原第13号、平成14年10月22日付けの平成14・09・27原第7号、平成15年6月4日付けの平成15・05・27原第6号、平成15年10月22日付けの平成15・09・12原第13号、平成16年5月18日付けの平成15・12・25原第25号、平成16年6月8日付けの平成16・06・01原第10号、平成17年2月25日付けの平成17・02・02原第4号、平成17年3月31日付けの平成17・03・15原第4号、平成17年6月28日付けの平成17・06・13原第24号、平成18年2月22日付けの平成18・01・27原第13号、平成19年12月13日付けの平成19・09・28原第25号、平成19年12月13日付けの平成19・11・30原第18号、平成20年3月19日付けの平成20・02・29原第56号、平成20年6月6日付けの平成20・05・13原第4号、平成20年8月22日付けの平成20・07・11原第10号、平成20年12月12日付けの平成20・10・31原第10号、平成21年3月3日付けの平成21・02・20原第27号、平成21

年9月15日付けの平成21・08・03原第5号、平成22年2月22日付けの平成22・01・20原第7号、平成22年6月22日付けの平成22・05・21原第6号、平成22年11月25日付けの平成22・03・26原第2号、平成23年5月6日付けの平成23・04・04原第39号、平成23年5月11日付けの平成23・04・21原第10号、平成23年6月16日付けの平成23・05・19原第22号、平成24年6月21日付けの平成24・05・23原第4号、平成24年9月6日付けの20120717原第30号、平成25年2月13日付けの原管P収第121212001号、平成25年6月17日付けの原管P発第1306171号、平成26年6月9日付けの原規規発第1406092号、平成27年6月10日付けの原規規発第1506108号、平成28年3月24日付けの原規規発第16032420号、平成28年10月26日付けの原規規発第1610268号、平成29年2月8日付けの原規規発第1702088号、平成29年4月19日付けの原規規発第1704197号、平成29年9月14日付けの原規規発第1709142号、平成30年6月26日付け原規規発第1806267号、平成30年12月17日付け原規規発第1812179号、平成31年2月13日付け原規規発第1902134号及び令和元年7月5日付け原規規発第1907055号、令和元年12月6日付け原規規発第1912061号及び令和2年3月18日付け原規規発第2003186号、令和2年9月17日付け原規規発第2009175号、令和2年11月4日付け原規規発第2011049号、令和2年12月17日付け原規規発第2012171号、令和3年3月12日付け原規規発第2103125号、令和4年3月24日付け原規規発第2203244号、令和4年9月13日付け原規規発第2209131号、令和5年6月22日付け原規規発第2306221号及び令和5年11月17日付け原規規発第2311177号で変更認可を受けた玄海原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。(ただし、下線部は含まない。)

2. 変更の理由

(1) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更

緊急時対策所（緊急時対策棟内）を設置し、緊急時対策所機能を代替緊急時対策所から緊急時対策所（緊急時対策棟内）に移行するため、関連する条文の変更を行う。

第1編 運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）

- ・ 第12条の2（運転管理業務）
- ・ 第13条（巡視点検）
- ・ 第83条（重大事故等対処設備）
- ・ 第87条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）
- ・ 添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準
- ・ 添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準

(2) 記載の適正化に伴う変更

添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準について、記載の適正化（記載内容の明確化）を行うため変更を行う。

3. 施行期日

(1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内に施行する。

(2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更に係る規定については、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。

以 上

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定
変更前後比較表

枠囲みの内容については、商業機密に係る事項又はテロ対策
における機密に係る事項であるため公開できません。

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(運転管理業務)</p> <p>第12条の2 各第二課長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課長は、原子炉施設（系統より切離されている施設^{※1}を除く）の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、代替緊急時対策所設備及び通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：運転に必要な監視項目とは、第3節（第85条から第88条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</p>	<p>(運転管理業務)</p> <p>第12条の2 各第二課長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課長は、原子炉施設（系統より切離されている施設^{※1}を除く）の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、緊急時対策所設備及び通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：運転に必要な監視項目とは、第3節（第85条から第88条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（緊急時対策所内の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(巡視点検)</p> <p>第13条 発電第二課当直課長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、第105条第1項で定める区域及び系統より切離されている施設※1を除く。）を「運転基準」に基づき巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。実施においては、第118条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、代替緊急時対策所設備及び通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：一定期間とは、1か月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期事業者検査ごととする。</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第13条 発電第二課当直課長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、第105条第1項で定める区域及び系統より切離されている施設※1を除く。）を「運転基準」に基づき巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。実施においては、第118条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、緊急時対策所設備及び通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：一定期間とは、1か月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期事業者検査ごととする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（緊急時対策種内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																		
<p>第83条 (重大事故等対処設備)</p> <p>83-15-7 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備</p> <p style="text-align: center;">< 中 略 ></p> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">適用モード</th> <th style="width: 15%;">要求される措置</th> <th style="width: 15%;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td> <td> <p>A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合</p> <p>B. タンクローリの所要数を満足していない場合</p> <p>C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</p> </td> <td>48時間</td> </tr> <tr> <td>モード5、6及び使用済燃料ピットに貯蔵している期間</td> <td> <p>A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合</p> <p>A.1 保修第二課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>及び</p> <p>A.3 発電第二課当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) 又はモード6 (キャピティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>B. タンクローリの所要数を満足していない場合</p> </td> <td>48時間</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	<p>A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合</p> <p>B. タンクローリの所要数を満足していない場合</p> <p>C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	48時間	モード5、6及び使用済燃料ピットに貯蔵している期間	<p>A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合</p> <p>A.1 保修第二課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>及び</p> <p>A.3 発電第二課当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) 又はモード6 (キャピティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>B. タンクローリの所要数を満足していない場合</p>	48時間	<p>第83条 (重大事故等対処設備)</p> <p>83-15-7 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備</p> <p style="text-align: center;">< 中 略 ></p> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">適用モード</th> <th style="width: 15%;">要求される措置</th> <th style="width: 15%;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td> <td> <p>A.1 保修第二課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる。</p> <p>B.1 保修第二課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>B.2 保修第二課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C.1 発電第二課当直課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備^{※5}を動作不能^{※6}とみなす。</p> </td> <td>48時間</td> </tr> <tr> <td>モード5、6及び使用済燃料ピットに貯蔵している期間</td> <td> <p>A.1 保修第二課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>及び</p> <p>A.3 発電第二課当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) 又はモード6 (キャピティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>B.1 保修第二課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>B.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>及び</p> <p>B.3 発電第二課当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) 又はモード6 (キャピティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>B.4 保修第二課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> </td> <td>48時間</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	<p>A.1 保修第二課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる。</p> <p>B.1 保修第二課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>B.2 保修第二課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C.1 発電第二課当直課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備^{※5}を動作不能^{※6}とみなす。</p>	48時間	モード5、6及び使用済燃料ピットに貯蔵している期間	<p>A.1 保修第二課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>及び</p> <p>A.3 発電第二課当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) 又はモード6 (キャピティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>B.1 保修第二課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>B.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>及び</p> <p>B.3 発電第二課当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) 又はモード6 (キャピティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>B.4 保修第二課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	48時間	<p>・緊急時対策所 (緊急時対策棟内) の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>
適用モード	要求される措置	完了時間																		
モード1、2、3及び4	<p>A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合</p> <p>B. タンクローリの所要数を満足していない場合</p> <p>C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	48時間																		
モード5、6及び使用済燃料ピットに貯蔵している期間	<p>A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合</p> <p>A.1 保修第二課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>及び</p> <p>A.3 発電第二課当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) 又はモード6 (キャピティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>B. タンクローリの所要数を満足していない場合</p>	48時間																		
適用モード	要求される措置	完了時間																		
モード1、2、3及び4	<p>A.1 保修第二課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる。</p> <p>B.1 保修第二課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>B.2 保修第二課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C.1 発電第二課当直課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備^{※5}を動作不能^{※6}とみなす。</p>	48時間																		
モード5、6及び使用済燃料ピットに貯蔵している期間	<p>A.1 保修第二課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>及び</p> <p>A.3 発電第二課当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) 又はモード6 (キャピティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>B.1 保修第二課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>B.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>及び</p> <p>B.3 発電第二課当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) 又はモード6 (キャピティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>B.4 保修第二課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	48時間																		
<p>※4：代替品の補充等</p> <p>※5：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、大容量空冷式発電機、発電機車 (高圧発電機車及び中容量発電機車)、直流電源用発電機、移動式大容量ポンプ車、可搬型ディーゼル注入ポンプ、水中ポンプ用発電機、代替緊急時対策所用発電機及び使用済燃料ピット水位 (広域) (使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム含む) をいう。</p> <p>※6：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>																				

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																					
<p>表 83-19 緊急時対策所 (代替緊急時対策所)</p> <p>83-19-1 代替電源設備からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">運転上の制限</th> <th style="width: 30%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替緊急時対策所用発電機</td> <td>代替緊急時対策所用発電機2台が動作可能であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設 備</td> <td>1台×2※1</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>代替緊急時対策所用発電機 燃料油貯蔵タンク タンクローリ</td> <td>※2 ※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：代替緊急時対策所当たりの合計所要数 ※2：「83-15-7 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">項 目</th> <th style="width: 45%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 15%;">頻 度</th> <th style="width: 15%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替緊急時対策所用発電機</td> <td>発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 2台以上の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回 3か月に1回</td> <td>防災課長 防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	所要数	代替緊急時対策所用発電機	代替緊急時対策所用発電機2台が動作可能であること		適用モード	設 備	1台×2※1	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	代替緊急時対策所用発電機 燃料油貯蔵タンク タンクローリ	※2 ※2	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	代替緊急時対策所用発電機	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 2台以上の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回 3か月に1回	防災課長 防災課長	<p>表 83-19 緊急時対策所 (緊急時対策所(緊急時対策棟内))</p> <p>83-19-1 代替電源設備からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">運転上の制限</th> <th style="width: 30%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機重</td> <td>(1) 緊急時対策所用発電機重による電源系※1が動作可能であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機重用給油ポンプ</td> <td>(2) 緊急時対策所用発電機重用給油ポンプ1台が動作可能であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機重用燃料油貯蔵タンク</td> <td>(3) 緊急時対策所用発電機重用燃料油貯蔵タンクの油量が $\square \text{ k}\rho^{※2}$ 以上あること</td> <td>$\square \text{ k}\rho^{※2}$</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設 備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>緊急時対策所用発電機重 緊急時対策所用発電機重用給油ポンプ</td> <td>1台×2※3 1台※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所用発電機重用燃料油貯蔵タンク</td> <td>$\square \text{ k}\rho^{※2}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：電源系には、緊急時対策所用発電機重2台が健全であることを含む。 ※2：緊急時対策所用発電機重が運転中及び運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。 ※3：緊急時対策所(緊急時対策棟内)当たりの合計所要数</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">項 目</th> <th style="width: 45%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 15%;">頻 度</th> <th style="width: 15%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機重</td> <td>発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 2台以上の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回 3か月に1回 3か月に1回</td> <td>防災課長 防災課長 防災課長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機重用給油ポンプ</td> <td>油量を確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	所要数	緊急時対策所用発電機重	(1) 緊急時対策所用発電機重による電源系※1が動作可能であること		緊急時対策所用発電機重用給油ポンプ	(2) 緊急時対策所用発電機重用給油ポンプ1台が動作可能であること		緊急時対策所用発電機重用燃料油貯蔵タンク	(3) 緊急時対策所用発電機重用燃料油貯蔵タンクの油量が $\square \text{ k}\rho^{※2}$ 以上あること	$\square \text{ k}\rho^{※2}$	適用モード	設 備		モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策所用発電機重 緊急時対策所用発電機重用給油ポンプ	1台×2※3 1台※3		緊急時対策所用発電機重用燃料油貯蔵タンク	$\square \text{ k}\rho^{※2}$	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	緊急時対策所用発電機重	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 2台以上の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回 3か月に1回 3か月に1回	防災課長 防災課長 防災課長	緊急時対策所用発電機重用給油ポンプ	油量を確認する。	3か月に1回	防災課長	<p>・緊急時対策所(緊急時対策棟内)の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限	所要数																																																					
代替緊急時対策所用発電機	代替緊急時対策所用発電機2台が動作可能であること																																																						
適用モード	設 備	1台×2※1																																																					
モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	代替緊急時対策所用発電機 燃料油貯蔵タンク タンクローリ	※2 ※2																																																					
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																																				
代替緊急時対策所用発電機	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 2台以上の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回 3か月に1回	防災課長 防災課長																																																				
項 目	運転上の制限	所要数																																																					
緊急時対策所用発電機重	(1) 緊急時対策所用発電機重による電源系※1が動作可能であること																																																						
緊急時対策所用発電機重用給油ポンプ	(2) 緊急時対策所用発電機重用給油ポンプ1台が動作可能であること																																																						
緊急時対策所用発電機重用燃料油貯蔵タンク	(3) 緊急時対策所用発電機重用燃料油貯蔵タンクの油量が $\square \text{ k}\rho^{※2}$ 以上あること	$\square \text{ k}\rho^{※2}$																																																					
適用モード	設 備																																																						
モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策所用発電機重 緊急時対策所用発電機重用給油ポンプ	1台×2※3 1台※3																																																					
	緊急時対策所用発電機重用燃料油貯蔵タンク	$\square \text{ k}\rho^{※2}$																																																					
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																																				
緊急時対策所用発電機重	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 2台以上の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回 3か月に1回 3か月に1回	防災課長 防災課長 防災課長																																																				
緊急時対策所用発電機重用給油ポンプ	油量を確認する。	3か月に1回	防災課長																																																				

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																												
<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">適用モード</th> <th style="width: 40%;">条 件</th> <th style="width: 40%;">要求される措置</th> <th style="width: 10%;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">モード1、2、3及び4</td> <td>A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合</td> <td>A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 又は A.2 防災課長は、代替措置^{※3}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が1台未満である場合</td> <td>B.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機1台を動作可能な状態に復旧する。 又は B.2 防災課長は、代替措置^{※3}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合</td> <td>A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 防災課長は、代替措置^{※3}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合</td> <td>B.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 及び B.2 防災課長は、代替措置^{※3}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>56時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：代替品の補充等</p>	適用モード	条 件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合	A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 又は A.2 防災課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日	B. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が1台未満である場合	B.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機1台を動作可能な状態に復旧する。 又は B.2 防災課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日	C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	10日	モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合	A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 防災課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	12時間	B. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合	B.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 及び B.2 防災課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	56時間	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">適用モード</th> <th style="width: 40%;">条 件</th> <th style="width: 40%;">要求される措置</th> <th style="width: 10%;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">モード1、2、3及び4</td> <td rowspan="2">A. 動作可能な緊急時対策所用発電機が2台未満である場合</td> <td>A.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 又は A.2 防災課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>B.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機1台を動作可能な状態に復旧する。 又は B.2 防災課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 緊急時対策所用発電機用給油ポンプが動作不能である場合^{※5}</td> <td>C.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機用給油ポンプを動作可能な状態に復旧する。 又は C.2 防災課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>D. 条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び D.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td rowspan="2">A. 動作可能な緊急時対策所用発電機が2台未満である場合</td> <td>A.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 防災課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 緊急時対策所用発電機用給油ポンプが動作不能である場合^{※5}</td> <td>B.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機用給油ポンプを動作可能な状態に復旧する。 及び B.2 防災課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：代替品の補充等 ※5：緊急時対策所用発電機用燃料油貯蔵タンクの油量が制限値を満足していない場合を含む。</p>	適用モード	条 件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 動作可能な緊急時対策所用発電機が2台未満である場合	A.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 又は A.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日	B.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機1台を動作可能な状態に復旧する。 又は B.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日	C. 緊急時対策所用発電機用給油ポンプが動作不能である場合 ^{※5}	C.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機用給油ポンプを動作可能な状態に復旧する。 又は C.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日	D. 条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び D.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間	モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な緊急時対策所用発電機が2台未満である場合	A.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに	B. 緊急時対策所用発電機用給油ポンプが動作不能である場合 ^{※5}	B.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機用給油ポンプを動作可能な状態に復旧する。 及び B.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに	<p>・緊急時対策所（緊急時対策棟内）の配置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>
適用モード	条 件	要求される措置	完了時間																																											
モード1、2、3及び4	A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合	A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 又は A.2 防災課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日																																											
	B. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が1台未満である場合	B.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機1台を動作可能な状態に復旧する。 又は B.2 防災課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日																																											
	C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	10日																																											
モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合	A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 防災課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	12時間																																											
	B. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合	B.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 及び B.2 防災課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	56時間																																											
適用モード	条 件	要求される措置	完了時間																																											
モード1、2、3及び4	A. 動作可能な緊急時対策所用発電機が2台未満である場合	A.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 又は A.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日																																											
		B.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機1台を動作可能な状態に復旧する。 又は B.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日																																											
	C. 緊急時対策所用発電機用給油ポンプが動作不能である場合 ^{※5}	C.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機用給油ポンプを動作可能な状態に復旧する。 又は C.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日																																											
		D. 条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び D.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間																																										
モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な緊急時対策所用発電機が2台未満である場合	A.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに																																											
		B. 緊急時対策所用発電機用給油ポンプが動作不能である場合 ^{※5}	B.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機用給油ポンプを動作可能な状態に復旧する。 及び B.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに																																										

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																											
<p style="text-align: center;">83-19-2 居住性の確保</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">運転上の制限</th> <th style="width: 30%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">代替緊急時対策所空気浄化系 代替緊急時対策所加圧設備 居住性確保設備</td> <td>(1) 代替緊急時対策所空気浄化系1系統^{※1}以上が動作可能であること</td> <td>1台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>(2) 代替緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)の所要数が使用可能であること</td> <td>1基^{※2}</td> </tr> <tr> <td>(3) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること</td> <td>400本^{※2}</td> </tr> <tr> <td>(4) 代替緊急時対策所エアモニタの所要数が動作可能であること</td> <td>1個^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">適用モード</td> <td>代替緊急時対策所空気浄化ファン</td> <td>1台^{※3}</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</td> <td>1基^{※3}</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)</td> <td>1,000本以上^{※3}</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>1個^{※3}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>1個^{※3}</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所エアモニタ</td> <td>1個^{※3}</td> </tr> <tr> <td>可搬型エアモニタ</td> <td>※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、代替緊急時対策所空気浄化ファン1台及び代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニット1基をいう。</p> <p>※2：代替緊急時対策所当りの合計所要数</p> <p>※3：「83-18-1 監視測定設備」において運転上の制限を定める。</p>	項 目	運転上の制限	所要数	代替緊急時対策所空気浄化系 代替緊急時対策所加圧設備 居住性確保設備	(1) 代替緊急時対策所空気浄化系1系統 ^{※1} 以上が動作可能であること	1台 ^{※2}	(2) 代替緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)の所要数が使用可能であること	1基 ^{※2}	(3) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	400本 ^{※2}	(4) 代替緊急時対策所エアモニタの所要数が動作可能であること	1個 ^{※2}	適用モード	代替緊急時対策所空気浄化ファン	1台 ^{※3}	代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	1基 ^{※3}	代替緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)	1,000本以上 ^{※3}	酸素濃度計	1個 ^{※3}	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	二酸化炭素濃度計	1個 ^{※3}	代替緊急時対策所エアモニタ	1個 ^{※3}	可搬型エアモニタ	※4	<p style="text-align: center;">83-19-2 居住性の確保</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">運転上の制限</th> <th style="width: 30%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">代替緊急時対策所空気浄化系 代替緊急時対策所加圧設備 居住性確保設備</td> <td>(1) 緊急時対策所非常用空気浄化系1系統^{※1}以上が動作可能であること</td> <td>1台^{※3}</td> </tr> <tr> <td>(2) 緊急時対策所加圧設備^{※2}が使用可能であること</td> <td>1基^{※3}</td> </tr> <tr> <td>(3) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること</td> <td>1,000本以上^{※3}</td> </tr> <tr> <td>(4) 緊急時対策所エアモニタの所要数が動作可能であること</td> <td>1個^{※3}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">適用モード</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化ファン</td> <td>1台^{※3}</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット</td> <td>1基^{※3}</td> </tr> <tr> <td>空気ポンプ(緊急時対策所用)</td> <td>1,000本以上^{※3}</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>1個^{※3}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>1個^{※3}</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所エアモニタ</td> <td>1個^{※3}</td> </tr> <tr> <td>可搬型エアモニタ</td> <td>※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、緊急時対策所非常用空気浄化ファン1台及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット1基をいう。</p> <p>※2：緊急時対策所加圧設備とは、空気ポンプ(緊急時対策所用)1,000本以上</p> <p>※3：緊急時対策所(緊急時対策棟内)当たりの合計所要数</p> <p>※4：「83-18-1 監視測定設備」において運転上の制限を定める。</p>	項 目	運転上の制限	所要数	代替緊急時対策所空気浄化系 代替緊急時対策所加圧設備 居住性確保設備	(1) 緊急時対策所非常用空気浄化系1系統 ^{※1} 以上が動作可能であること	1台 ^{※3}	(2) 緊急時対策所加圧設備 ^{※2} が使用可能であること	1基 ^{※3}	(3) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	1,000本以上 ^{※3}	(4) 緊急時対策所エアモニタの所要数が動作可能であること	1個 ^{※3}	適用モード	緊急時対策所非常用空気浄化ファン	1台 ^{※3}	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	1基 ^{※3}	空気ポンプ(緊急時対策所用)	1,000本以上 ^{※3}	酸素濃度計	1個 ^{※3}	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	二酸化炭素濃度計	1個 ^{※3}	緊急時対策所エアモニタ	1個 ^{※3}	可搬型エアモニタ	※4	<p>・緊急時対策所(緊急時対策棟内)の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>			
項 目	運転上の制限	所要数																																																											
代替緊急時対策所空気浄化系 代替緊急時対策所加圧設備 居住性確保設備	(1) 代替緊急時対策所空気浄化系1系統 ^{※1} 以上が動作可能であること	1台 ^{※2}																																																											
	(2) 代替緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)の所要数が使用可能であること	1基 ^{※2}																																																											
	(3) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	400本 ^{※2}																																																											
	(4) 代替緊急時対策所エアモニタの所要数が動作可能であること	1個 ^{※2}																																																											
適用モード	代替緊急時対策所空気浄化ファン	1台 ^{※3}																																																											
	代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	1基 ^{※3}																																																											
	代替緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)	1,000本以上 ^{※3}																																																											
	酸素濃度計	1個 ^{※3}																																																											
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	二酸化炭素濃度計	1個 ^{※3}																																																											
	代替緊急時対策所エアモニタ	1個 ^{※3}																																																											
	可搬型エアモニタ	※4																																																											
項 目	運転上の制限	所要数																																																											
代替緊急時対策所空気浄化系 代替緊急時対策所加圧設備 居住性確保設備	(1) 緊急時対策所非常用空気浄化系1系統 ^{※1} 以上が動作可能であること	1台 ^{※3}																																																											
	(2) 緊急時対策所加圧設備 ^{※2} が使用可能であること	1基 ^{※3}																																																											
	(3) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	1,000本以上 ^{※3}																																																											
	(4) 緊急時対策所エアモニタの所要数が動作可能であること	1個 ^{※3}																																																											
適用モード	緊急時対策所非常用空気浄化ファン	1台 ^{※3}																																																											
	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	1基 ^{※3}																																																											
	空気ポンプ(緊急時対策所用)	1,000本以上 ^{※3}																																																											
	酸素濃度計	1個 ^{※3}																																																											
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	二酸化炭素濃度計	1個 ^{※3}																																																											
	緊急時対策所エアモニタ	1個 ^{※3}																																																											
	可搬型エアモニタ	※4																																																											
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 45%;">確認事項</th> <th style="width: 15%;">頻 度</th> <th style="width: 25%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替緊急時対策所空気浄化系</td> <td>代替緊急時対策所非常用空気浄化系(ファン及びフィルタユニット)が動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)</td> <td>代替緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットのより素除去効率(総合除去効率)が99.75%(有機より素)以上及び99.99%(無機より素)以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>必修第二課長</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)の酸素濃度計</td> <td>代替緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)の酸素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所エアモニタ</td> <td>代替緊急時対策所エアモニタの機能を確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>安全管理第二課長</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所エアモニタ</td> <td>代替緊急時対策所エアモニタが動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>安全管理第二課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	確認事項	頻 度	担 当	代替緊急時対策所空気浄化系	代替緊急時対策所非常用空気浄化系(ファン及びフィルタユニット)が動作可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長	代替緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)	代替緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットのより素除去効率(総合除去効率)が99.75%(有機より素)以上及び99.99%(無機より素)以上であることを確認する。	1年に1回	必修第二課長	代替緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)の酸素濃度計	代替緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)の酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長	代替緊急時対策所エアモニタ	代替緊急時対策所エアモニタの機能を確認する。	1年に1回	安全管理第二課長	代替緊急時対策所エアモニタ	代替緊急時対策所エアモニタが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理第二課長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 45%;">確認事項</th> <th style="width: 15%;">頻 度</th> <th style="width: 25%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替緊急時対策所非常用空気浄化系</td> <td>代替緊急時対策所非常用空気浄化系(ファン及びフィルタユニット)が動作可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット</td> <td>代替緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットのより素除去効率(総合除去効率)が99.75%(有機より素)以上及び99.99%(無機より素)以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>必修第二課長</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所加圧設備</td> <td>代替緊急時対策所加圧設備が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>酸素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所エアモニタ</td> <td>代替緊急時対策所エアモニタの機能を確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>安全管理第二課長</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所エアモニタ</td> <td>代替緊急時対策所エアモニタが動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>安全管理第二課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	確認事項	頻 度	担 当	代替緊急時対策所非常用空気浄化系	代替緊急時対策所非常用空気浄化系(ファン及びフィルタユニット)が動作可能であることを確認する。	1か月に1回	防災課長	代替緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	代替緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットのより素除去効率(総合除去効率)が99.75%(有機より素)以上及び99.99%(無機より素)以上であることを確認する。	1年に1回	必修第二課長	代替緊急時対策所加圧設備	代替緊急時対策所加圧設備が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長	酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長	代替緊急時対策所エアモニタ	代替緊急時対策所エアモニタの機能を確認する。	1年に1回	安全管理第二課長	代替緊急時対策所エアモニタ	代替緊急時対策所エアモニタが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理第二課長
項 目	確認事項	頻 度	担 当																																																										
代替緊急時対策所空気浄化系	代替緊急時対策所非常用空気浄化系(ファン及びフィルタユニット)が動作可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長																																																										
代替緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)	代替緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットのより素除去効率(総合除去効率)が99.75%(有機より素)以上及び99.99%(無機より素)以上であることを確認する。	1年に1回	必修第二課長																																																										
代替緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)の酸素濃度計	代替緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)の酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長																																																										
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長																																																										
代替緊急時対策所エアモニタ	代替緊急時対策所エアモニタの機能を確認する。	1年に1回	安全管理第二課長																																																										
代替緊急時対策所エアモニタ	代替緊急時対策所エアモニタが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理第二課長																																																										
項 目	確認事項	頻 度	担 当																																																										
代替緊急時対策所非常用空気浄化系	代替緊急時対策所非常用空気浄化系(ファン及びフィルタユニット)が動作可能であることを確認する。	1か月に1回	防災課長																																																										
代替緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	代替緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットのより素除去効率(総合除去効率)が99.75%(有機より素)以上及び99.99%(無機より素)以上であることを確認する。	1年に1回	必修第二課長																																																										
代替緊急時対策所加圧設備	代替緊急時対策所加圧設備が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長																																																										
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長																																																										
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長																																																										
代替緊急時対策所エアモニタ	代替緊急時対策所エアモニタの機能を確認する。	1年に1回	安全管理第二課長																																																										
代替緊急時対策所エアモニタ	代替緊急時対策所エアモニタが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理第二課長																																																										

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

	変 更 前	変 更 後																
<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">適用モード</th> <th style="width: 40%;">条 件</th> <th style="width: 40%;">要求される措置</th> <th style="width: 10%;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">モード1、2、3及び4</td> <td> <p>A. 代替緊急時対策所エリアモニタが所要数を満足していない場合</p> <p>B. 代替緊急時対策所空気浄化系の全てが動作不能である場合</p> <p>C. 代替緊急時対策所加圧設備が所要数を満足していない場合</p> <p>D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合</p> <p>E. 条件B、C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合</p> </td> <td> <p>A.1 安全管理第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 安全管理第二課長は、代替措置※₄を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>B.1 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>B.2 防災課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>C.2 防災課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>D.1 防災課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>又は</p> <p>D.2 防災課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>E.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。</p> <p>及び</p> <p>E.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;">速やかに 速やかに 10日 10日 10日 10日 12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条 件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	<p>A. 代替緊急時対策所エリアモニタが所要数を満足していない場合</p> <p>B. 代替緊急時対策所空気浄化系の全てが動作不能である場合</p> <p>C. 代替緊急時対策所加圧設備が所要数を満足していない場合</p> <p>D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合</p> <p>E. 条件B、C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>A.1 安全管理第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 安全管理第二課長は、代替措置※₄を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>B.1 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>B.2 防災課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>C.2 防災課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>D.1 防災課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>又は</p> <p>D.2 防災課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>E.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。</p> <p>及び</p> <p>E.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</p>	速やかに 速やかに 10日 10日 10日 10日 12時間 56時間	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">適用モード</th> <th style="width: 40%;">条 件</th> <th style="width: 40%;">要求される措置</th> <th style="width: 10%;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">モード1、2、3及び4</td> <td> <p>A. 緊急時対策所エリアモニタが所要数を満足していない場合</p> <p>B. 緊急時対策所非常用空気浄化系の全てが動作不能である場合</p> <p>C. 緊急時対策所加圧設備が所要数を満足していない場合</p> <p>D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合</p> <p>E. 条件B、C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合</p> </td> <td> <p>A.1 安全管理第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 安全管理第二課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>B.1 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>B.2 防災課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>C.2 防災課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>D.1 防災課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>又は</p> <p>D.2 防災課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>E.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。</p> <p>及び</p> <p>E.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;">速やかに 速やかに 10日 10日 10日 10日 12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条 件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	<p>A. 緊急時対策所エリアモニタが所要数を満足していない場合</p> <p>B. 緊急時対策所非常用空気浄化系の全てが動作不能である場合</p> <p>C. 緊急時対策所加圧設備が所要数を満足していない場合</p> <p>D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合</p> <p>E. 条件B、C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>A.1 安全管理第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 安全管理第二課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>B.1 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>B.2 防災課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>C.2 防災課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>D.1 防災課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>又は</p> <p>D.2 防災課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>E.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。</p> <p>及び</p> <p>E.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</p>	速やかに 速やかに 10日 10日 10日 10日 12時間 56時間	<p>・緊急時対策所（緊急時対策種内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>
適用モード	条 件	要求される措置	完了時間															
モード1、2、3及び4	<p>A. 代替緊急時対策所エリアモニタが所要数を満足していない場合</p> <p>B. 代替緊急時対策所空気浄化系の全てが動作不能である場合</p> <p>C. 代替緊急時対策所加圧設備が所要数を満足していない場合</p> <p>D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合</p> <p>E. 条件B、C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>A.1 安全管理第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 安全管理第二課長は、代替措置※₄を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>B.1 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>B.2 防災課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>C.2 防災課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>D.1 防災課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>又は</p> <p>D.2 防災課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>E.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。</p> <p>及び</p> <p>E.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</p>	速やかに 速やかに 10日 10日 10日 10日 12時間 56時間															
適用モード	条 件	要求される措置	完了時間															
モード1、2、3及び4	<p>A. 緊急時対策所エリアモニタが所要数を満足していない場合</p> <p>B. 緊急時対策所非常用空気浄化系の全てが動作不能である場合</p> <p>C. 緊急時対策所加圧設備が所要数を満足していない場合</p> <p>D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合</p> <p>E. 条件B、C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>A.1 安全管理第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 安全管理第二課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>B.1 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>B.2 防災課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>C.2 防災課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>D.1 防災課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>又は</p> <p>D.2 防災課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>E.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。</p> <p>及び</p> <p>E.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</p>	速やかに 速やかに 10日 10日 10日 10日 12時間 56時間															
<p>モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</p>	<p>A. 代替緊急時対策所エリアモニタが所要数を満足していない場合</p> <p>B. 代替緊急時対策所空気浄化系の全てが動作不能である場合</p> <p>C. 代替緊急時対策所加圧設備が所要数を満足していない場合</p> <p>D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合</p>	<p>A.1 安全管理第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 安全管理第二課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>B.1 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>B.2 防災課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>C.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>C.2 防災課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>D.1 防災課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>D.2 防災課長は、代替措置※₅を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに															

※₄：代替品の補充等

※₅：代替品の補充等

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備 考	・緊急時対策所（緊急時対策棟内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更														
後 変 更	<p>表 87-1（続き）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>点検対象設備</th> <th>第 87 条適用時期</th> <th>点検時の措置</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 83 条 (83-19-1)</td> <td>・緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統</td> <td>モード 1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>・緊急時対策所（緊急時対策棟内）の立上げに影響を与えないように、点検対象設備を確実に復旧できるよう、体制及び手順を整備する。</td> <td>点検前^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 3：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。 ※ 4：「動作可能であることを確認」とは、ディーゼル発電機 2 基^{※5}を起動し動作可能であることを確認する。ただし、第 87 条適用時期が使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間で、かつ、点検期間が 30 日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。 ※ 5：モード 1、2、3 及び 4 以外ではディーゼル発電機に非常用発電機 1 基を含めることができる。</p> <p>第 87 条（予防保全を目的とした点検・点検・点検を実施する場合）</p>					関連条文	点検対象設備	第 87 条適用時期	点検時の措置	実施頻度	第 83 条 (83-19-1)	・緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統	モード 1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・緊急時対策所（緊急時対策棟内）の立上げに影響を与えないように、点検対象設備を確実に復旧できるよう、体制及び手順を整備する。	点検前 ^{※3}
関連条文	点検対象設備	第 87 条適用時期	点検時の措置	実施頻度											
第 83 条 (83-19-1)	・緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統	モード 1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・緊急時対策所（緊急時対策棟内）の立上げに影響を与えないように、点検対象設備を確実に復旧できるよう、体制及び手順を整備する。	点検前 ^{※3}											
前 変 更	<p>表 87-1（続き）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>点検対象設備</th> <th>第 87 条適用時期</th> <th>点検時の措置</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 3：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。 ※ 4：「動作可能であることを確認」とは、ディーゼル発電機 2 基^{※5}を起動し動作可能であることを確認する。ただし、第 87 条適用時期が使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間で、かつ、点検期間が 30 日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。 ※ 5：モード 1、2、3 及び 4 以外ではディーゼル発電機に非常用発電機 1 基を含めることができる。</p> <p>第 87 条（予防保全を目的とした点検・点検・点検を実施する場合）</p>					関連条文	点検対象設備	第 87 条適用時期	点検時の措置	実施頻度					
関連条文	点検対象設備	第 87 条適用時期	点検時の措置	実施頻度											

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第1編は、2023年11月24日から施行する。</p> <p>2 第73条(ディーゼル発電機一モード1、2、3及び4以外一)の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 本規定施行の際、第93条(新燃料の貯蔵)、第95条(燃料の取替等)及び第96条(使用済燃料の貯蔵)については、3号炉使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更に伴う工事に係る使用前検査終了日以降に適用する。</p> <p>なお、ブロック毎の工事が完了し、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号に基づく使用の承認を受けた使用済燃料ラック(ブロック)については、当該承認日以降に図93-1の貯蔵可能な燃料に基づき領域管理を行うこととし、それ以前は従前の例による。</p> <p>4 本規定施行の際、第98条の2(放射性固体廃棄物の管理)及び第103条の2(管理区域の設定・解除)については、蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更に係る使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>5 本規定施行の際、添付2(火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動モニタリング等に係る実施基準)については、火災防護のうち電線管内ケーブルの系統分離対策工事の使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第1編は、202X年X月XX日から施行する。</p> <p>2 第73条(ディーゼル発電機一モード1、2、3及び4以外一)の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 本規定施行の際、第93条(新燃料の貯蔵)、第95条(燃料の取替等)及び第96条(使用済燃料の貯蔵)については、3号炉使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更に伴う工事に係る使用前検査終了日以降に適用する。</p> <p>なお、ブロック毎の工事が完了し、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号に基づく使用の承認を受けた使用済燃料ラック(ブロック)については、当該承認日以降に図93-1の貯蔵可能な燃料に基づき領域管理を行うこととし、それ以前は従前の例による。</p> <p>4 本規定施行の際、添付2(火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動モニタリング等に係る実施基準)については、火災防護のうち電線管内ケーブルの系統分離対策工事の使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>5 緊急時対策所(緊急時対策棟内)の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更に係る規定については、緊急時対策所(緊急時対策棟内)に係る使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<p>•緊急時対策所(緊急時対策棟内)の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p> <p>•適用済である第4項を削除するとともに、第5項として新たに追記する。</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p style="text-align: center;"><附則第5項 従前の例></p> <p>(運転管理業務)</p> <p>第12条の2 各第二課長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課長は、原子炉施設（系統より切離されている施設^{※1}を除く）の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、代替緊急時対策所設備及び通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：運転に必要な監視項目とは、第3節（第85条から第88条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（緊急時対策種内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p><附則第5項 従前の例></p> <p>(巡視点検)</p> <p>第13条 発電第二課当直課長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、第105条第1項で定める区域及び系統より切離されている施設^{※1}を除く。）を「運転基準」に基づき巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。実施においては、第118条の3第3項に定める観点を含めて行う。</p> <p>以下、本条において同じ。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設</p> <p>(2) 制御材駆動設備</p> <p>(3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、代替緊急時対策所設備及び通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：一定期間とは、1か月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期事業者検査ごととする。</p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策種内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考															
<p>＜附則第5項 従前の例＞</p> <p>83-15-7 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備</p> <p>＜中 略＞</p> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 1086 502 1176">適用モード</th> <th data-bbox="454 884 502 1086">条 件</th> <th data-bbox="454 504 502 884">要求される措置</th> <th data-bbox="454 392 502 504">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="502 1086 726 1176">モード1、2、3及び4</td> <td data-bbox="502 884 726 1086"> <p>A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合</p> <p>B. タンクローリの所要数を満足していない場合</p> <p>C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</p> </td> <td data-bbox="502 504 726 884"> <p>A.1 係長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる。</p> <p>B.1 係長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>B.2 係長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C.1 係長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備^{※5}を動作不能^{※6}とみなす。</p> </td> <td data-bbox="502 392 726 504">48時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="726 1086 949 1176">モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td data-bbox="726 884 949 1086"> <p>A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合</p> </td> <td data-bbox="726 504 949 884"> <p>A.1 係長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 係長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>及び</p> <p>A.3 係長は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> </td> <td data-bbox="726 392 949 504">速やかに</td> </tr> <tr> <td data-bbox="949 1086 1236 1176">(規定なし)</td> <td data-bbox="949 884 1236 1086"> <p>B. タンクローリの所要数を満足していない場合</p> </td> <td data-bbox="949 504 1236 884"> <p>B.1 係長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>B.2 係長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>及び</p> <p>B.3 係長は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>B.4 係長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> </td> <td data-bbox="949 392 1236 504">速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：代替品の補充等</p> <p>※5：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、大容量空冷式発電機、発電機車（高圧発電機車及び中容量発電機車）、直流電源用発電機、移動式大容量ポンプ車、可搬型ディーゼル注入ポンプ、水中ポンプ用発電機、代替緊急時対策所用発電機及び使用済燃料ピット水位（広域）（使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム含む）をいう。</p> <p>※6：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>	適用モード	条 件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	<p>A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合</p> <p>B. タンクローリの所要数を満足していない場合</p> <p>C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>A.1 係長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる。</p> <p>B.1 係長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>B.2 係長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C.1 係長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備^{※5}を動作不能^{※6}とみなす。</p>	48時間	モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<p>A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合</p>	<p>A.1 係長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 係長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>及び</p> <p>A.3 係長は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p>	速やかに	(規定なし)	<p>B. タンクローリの所要数を満足していない場合</p>	<p>B.1 係長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>B.2 係長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>及び</p> <p>B.3 係長は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>B.4 係長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p>	速やかに	<p>・緊急時対策所（緊急時対策種内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>
適用モード	条 件	要求される措置	完了時間														
モード1、2、3及び4	<p>A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合</p> <p>B. タンクローリの所要数を満足していない場合</p> <p>C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>A.1 係長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる。</p> <p>B.1 係長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>B.2 係長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C.1 係長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備^{※5}を動作不能^{※6}とみなす。</p>	48時間														
モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<p>A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合</p>	<p>A.1 係長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 係長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>及び</p> <p>A.3 係長は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p>	速やかに														
(規定なし)	<p>B. タンクローリの所要数を満足していない場合</p>	<p>B.1 係長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>B.2 係長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>及び</p> <p>B.3 係長は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>B.4 係長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p>	速やかに														

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																								
	<p><附則第5項 従前の例></p> <p>表 83-19 緊急時対策所 (代替緊急時対策所)</p> <p>83-19-1 代替電源設備からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="454 392 683 1187"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替緊急時対策所用発電機</td> <td>代替緊急時対策所用発電機2台が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設 備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>代替緊急時対策所用発電機 燃料油貯蔵タンク タンクローリ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1台×2*1 ※2 ※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：代替緊急時対策所当たりの合計所要数 ※2：183-15-7 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備1において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="821 392 949 1187"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>確 認 事 項</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替緊急時対策所用発電機</td> <td>発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。2台以上の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回 3か月に1回</td> <td>防災課長 防災課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1" data-bbox="997 392 1460 1187"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合</td> <td>A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 又は A.2 防災課長は、代替措置^{※3}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>30日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が1台未満である場合</td> <td>B.1 防災課長は、代替措置^{※3}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 又は B.2 防災課長は、代替措置^{※3}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>10日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合 及び A.2 防災課長は、代替措置^{※3}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>56時間 速やかに 速やかに</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：代替品の補充等</p>	項 目	運転上の制限	代替緊急時対策所用発電機	代替緊急時対策所用発電機2台が動作可能であること	適用モード	設 備	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	代替緊急時対策所用発電機 燃料油貯蔵タンク タンクローリ		所要数		1台×2*1 ※2 ※2	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	代替緊急時対策所用発電機	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。2台以上の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回 3か月に1回	防災課長 防災課長	適用モード	条 件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合	A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 又は A.2 防災課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日		B. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が1台未満である場合	B.1 防災課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 又は B.2 防災課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日		C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間		モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合 及び A.2 防災課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	56時間 速やかに 速やかに		<p>・緊急時対策所(緊急時対策所内)の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限																																									
代替緊急時対策所用発電機	代替緊急時対策所用発電機2台が動作可能であること																																									
適用モード	設 備																																									
モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	代替緊急時対策所用発電機 燃料油貯蔵タンク タンクローリ																																									
	所要数																																									
	1台×2*1 ※2 ※2																																									
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																							
代替緊急時対策所用発電機	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。2台以上の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回 3か月に1回	防災課長 防災課長																																							
適用モード	条 件	要求される措置	完了時間																																							
A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合	A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 又は A.2 防災課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日																																								
B. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が1台未満である場合	B.1 防災課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 又は B.2 防災課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日																																								
C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間																																								
モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合 及び A.2 防災課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	56時間 速やかに 速やかに																																								

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考	
<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策種別）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>	
<p><附則第5項 従前の例></p>			
<p>83-19-2 居住性の確保</p>			
<p>(1) 運転上の制限</p>			
項 目	運 転 上 の 制 限	所 要 数	
代替緊急時対策所空気浄化系 代替緊急時対策所加圧設備 居住性確保設備	(1) 代替緊急時対策所空気浄化系1系統※1以上が動作可能であること (2) 代替緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）の所要数が使用可能であること (3) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4) 代替緊急時対策所エアリアモニタの所要数が動作可能であること	1台※2 1基※2 400本※2 1個※2 1個※2 1個※2	
	通用モード	設 備	
	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料とットに燃料体を貯蔵している期間	代替緊急時対策所空気浄化ファン 代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニット 代替緊急時対策所加圧設備 （空気ポンプ） 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 代替緊急時対策所エアリアモニタ 可搬型エアリアモニタ	※3
	<p>※1：1系統とは、代替緊急時対策所空気浄化ファン1台及び代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニット1基をいう。</p> <p>※2：代替緊急時対策所当たりの合計所要数</p> <p>※3：「83-18-1 監視測定設備」において運転上の制限を定める。</p>		
<p>(2) 確認事項</p>			
項 目	確 認 事 項	頻 度	
代替緊急時対策所空気浄化系	代替緊急時対策所空気浄化系（ファン及びフィルタユニット）が動作可能であることを確認する。 代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニットのよう素除去効率（総合除去効率）が99.75%（有機よう素）以上及び99.99%（無機よう素）以上であることを確認する。	3か月間に1回 1年に1回	
代替緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ） 酸素濃度計	代替緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）の所要数が使用可能であることを確認する。 酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月間に1回 3か月間に1回	
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月間に1回	
代替緊急時対策所エアリアモニタ	代替緊急時対策所エアリアモニタの機能を確認する。 代替緊急時対策所エアリアモニタが動作可能であることを確認する。	1年に1回 3か月間に1回 3か月間に1回	
		防災課長 保修第二課長 防災課長 防災課長 防災課長 安全管理第二課長 安全管理第二課長	

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考												
<p style="text-align: center;">(3) 要求される措置</p> <p style="text-align: center;"><附則第5項 従前の例></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">モード</th> <th style="width: 30%;">条 件</th> <th style="width: 30%;">要求される措置</th> <th style="width: 10%;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">モード1、2、3及び4</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>A. 代替緊急時対策所エリアが所要求数を満足していない場合</p> <p>B. 代替緊急時対策所空気浄化系の全てが動作不能である場合</p> <p>C. 代替緊急時対策所加圧設備が所要求数を満足していない場合</p> <p>D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要求数を満足していない場合</p> <p>E. 条件B、C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>A.1 安全管理第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 安全管理第二課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>B.1 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>B.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>C.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>D.1 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>又は</p> <p>D.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>E.1 発電第二課担当課長は、モード3にする。</p> <p>及び</p> <p>E.2 発電第二課担当課長は、モード5にする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;">速やかに 速やかに 10日 10日 10日 10日 10日 10日 12時間 56時間</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>A. 代替緊急時対策所エリアが所要求数を満足していない場合</p> <p>B. 代替緊急時対策所空気浄化系の全てが動作不能である場合</p> <p>C. 代替緊急時対策所加圧設備が所要求数を満足していない場合</p> <p>D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要求数を満足していない場合</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>A.1 安全管理第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 安全管理第二課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>B.1 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>B.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>C.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>C.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>D.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>D.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> </td> <td style="vertical-align: top;">速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	モード	条 件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	<p>A. 代替緊急時対策所エリアが所要求数を満足していない場合</p> <p>B. 代替緊急時対策所空気浄化系の全てが動作不能である場合</p> <p>C. 代替緊急時対策所加圧設備が所要求数を満足していない場合</p> <p>D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要求数を満足していない場合</p> <p>E. 条件B、C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>A.1 安全管理第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 安全管理第二課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>B.1 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>B.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>C.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>D.1 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>又は</p> <p>D.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>E.1 発電第二課担当課長は、モード3にする。</p> <p>及び</p> <p>E.2 発電第二課担当課長は、モード5にする。</p>	速やかに 速やかに 10日 10日 10日 10日 10日 10日 12時間 56時間	モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<p>A. 代替緊急時対策所エリアが所要求数を満足していない場合</p> <p>B. 代替緊急時対策所空気浄化系の全てが動作不能である場合</p> <p>C. 代替緊急時対策所加圧設備が所要求数を満足していない場合</p> <p>D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要求数を満足していない場合</p>	<p>A.1 安全管理第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 安全管理第二課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>B.1 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>B.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>C.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>C.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>D.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>D.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（緊急時対策種別内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更
モード	条 件	要求される措置	完了時間											
モード1、2、3及び4	<p>A. 代替緊急時対策所エリアが所要求数を満足していない場合</p> <p>B. 代替緊急時対策所空気浄化系の全てが動作不能である場合</p> <p>C. 代替緊急時対策所加圧設備が所要求数を満足していない場合</p> <p>D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要求数を満足していない場合</p> <p>E. 条件B、C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>A.1 安全管理第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 安全管理第二課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>B.1 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>B.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>C.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>D.1 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>又は</p> <p>D.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>E.1 発電第二課担当課長は、モード3にする。</p> <p>及び</p> <p>E.2 発電第二課担当課長は、モード5にする。</p>	速やかに 速やかに 10日 10日 10日 10日 10日 10日 12時間 56時間											
モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<p>A. 代替緊急時対策所エリアが所要求数を満足していない場合</p> <p>B. 代替緊急時対策所空気浄化系の全てが動作不能である場合</p> <p>C. 代替緊急時対策所加圧設備が所要求数を満足していない場合</p> <p>D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要求数を満足していない場合</p>	<p>A.1 安全管理第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 安全管理第二課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>B.1 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>B.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>C.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>C.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>D.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>D.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに											

※4：代替品の補充等

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

<p>備考</p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策棟内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>										
<p>変更後</p>	<p>表 87-1（続き）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>点検対象設備</th> <th>第 87 条適用時期</th> <th>点検時の措置</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="height: 20px;"> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 3：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>※ 4：「動作可能であることを確認」とは、ディーゼル発電機 2 基^{※5}を起動し動作可能であることを確認する。ただし、第 87 条適用時期が使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間で、かつ、点検期間が 30 日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。</p> <p>※ 5：モード 1、2、3 及び 4 以外ではディーゼル発電機に非常用発電機 1 基を含めることができる。</p> <p><附則第 5 項 従前の例> 第 87 条（予防保安を目的とした点検・保修を実施する場合）</p>	関連条文	点検対象設備	第 87 条適用時期	点検時の措置	実施頻度					
関連条文	点検対象設備	第 87 条適用時期	点検時の措置	実施頻度							
<p>変更前</p>	<p>(規定なし)</p>										

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第5項 従前の例> 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>1 火災</p> <p>防炎課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1.1項から1.5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><中 略></p> <p>1.5 手順書の整備</p> <p><中 略></p> <p>(2) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><中 略></p> <p>サ 外部火災によるばい煙発生時の対応 発電第二課当直課長は、ばい煙発生時、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室、安全補機閉閉器室及び中間補機棟の閉回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</p> <p>シ 外部火災による有毒ガス発生時の対応 発電第二課当直課長は、有毒ガス発生時、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室、安全補機閉閉器室及び中間補機棟の閉回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策棟内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第5項 従前の例> 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>3 火山影響等発生時、降雪 防災課長は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><中 略></p> <p>3.3 資機材の配備</p> <p><中 略></p> <p>(3) 防災課長は、通信連絡設備用発電機用の着脱可能なフィルタ（500 メッシュ）及び緊急時対策所の居住性確保に必要な資機材を配備する。</p> <p>3.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><中 略></p> <p>イ 降下火砕物の侵入防止 発電第二課当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタ等の差圧監視、外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室、安全補機制御室及び中間補機棟の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p><中 略></p> <p>キ 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するため、代替緊急時対策所の居住性を確保する。 代替緊急時対策所入口扉の開放により居住性を確保し、降下火砕物の侵入を防止するため、入口扉（2か所）に仮設フィルタを設置する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策室内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																													
<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p><附則第5項 従前の例> (続き)</p> <p>ク 通信連絡設備に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において、通信連絡手段を確保するため、通信連絡設備のうち、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保する。 通信連絡設備は、ディーゼル発電機の機能が喪失した場合、可搬型発電機（以下「通信連絡設備用発電機」という。）より給電する。 火山影響等発生時において通信連絡設備用発電機吸気フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・清掃が容易なフィルタコンテナを吸気口へ接続する。</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>(7) 手順着手の判断基準</p> <p style="margin-left: 20px;">a 通信連絡設備用発電機による給電準備 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉及び4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合。</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p style="margin-left: 20px;">c 通信連絡設備用発電機フィルタコンテナのフィルタ取替・清掃 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉及び4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合。</p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策種内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>																													
	<p>火山影響等発生時の対策における主な作業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">作業手順 No</th> <th style="width: 40%;">対応手段</th> <th style="width: 10%;">要員</th> <th style="width: 10%;">要員数</th> <th style="width: 20%;">想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ディーゼル発電機へのフィルタコンテナ接続</td> <td>保修対応要員</td> <td>6</td> <td>1時間50分</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ディーゼル発電機フィルタコンテナのフィルタ取替・清掃</td> <td>保修対応要員 運転員(当直員)等 (現場)</td> <td>6 4</td> <td>2時間 (1交代サイクル当たり)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>可搬型ディーゼル注入ポンプの移動及びフィルタコンテナ接続</td> <td>保修対応要員</td> <td>7</td> <td>2時間49分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>可搬型ディーゼル注入ポンプを用いた炉心冷却における水漏切り替え</td> <td>運転員(当直員)等 (現場)</td> <td>2</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>可搬型ディーゼル注入ポンプを用いた炉心冷却における水漏切り替え</td> <td>保修対応要員 運転員(当直員)等 (現場)</td> <td>2 2</td> <td>2時間30分 30分</td> </tr> </tbody> </table>	作業手順 No	対応手段	要員	要員数	想定時間	1	ディーゼル発電機へのフィルタコンテナ接続	保修対応要員	6	1時間50分	2	ディーゼル発電機フィルタコンテナのフィルタ取替・清掃	保修対応要員 運転員(当直員)等 (現場)	6 4	2時間 (1交代サイクル当たり)	3	可搬型ディーゼル注入ポンプの移動及びフィルタコンテナ接続	保修対応要員	7	2時間49分	4	可搬型ディーゼル注入ポンプを用いた炉心冷却における水漏切り替え	運転員(当直員)等 (現場)	2	1時間	可搬型ディーゼル注入ポンプを用いた炉心冷却における水漏切り替え	保修対応要員 運転員(当直員)等 (現場)	2 2	2時間30分 30分	
作業手順 No	対応手段	要員	要員数	想定時間																											
1	ディーゼル発電機へのフィルタコンテナ接続	保修対応要員	6	1時間50分																											
2	ディーゼル発電機フィルタコンテナのフィルタ取替・清掃	保修対応要員 運転員(当直員)等 (現場)	6 4	2時間 (1交代サイクル当たり)																											
3	可搬型ディーゼル注入ポンプの移動及びフィルタコンテナ接続	保修対応要員	7	2時間49分																											
4	可搬型ディーゼル注入ポンプを用いた炉心冷却における水漏切り替え	運転員(当直員)等 (現場)	2	1時間																											
	可搬型ディーゼル注入ポンプを用いた炉心冷却における水漏切り替え	保修対応要員 運転員(当直員)等 (現場)	2 2	2時間30分 30分																											

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																								
(規定なし)	<p style="text-align: center;">＜附則第5項 従前の例＞ (続き)</p> <p style="text-align: center;">火山影響等発生時の対策における主な作業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">作業手順 No</th> <th style="width: 40%;">対応手段</th> <th style="width: 20%;">要員</th> <th style="width: 10%;">要員数</th> <th style="width: 20%;">想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>可搬型ディーゼル注入ポンプ用燃料コンテナのフィルタ取替・清掃</td> <td>保修対応要員</td> <td>2</td> <td>1時間 (1交代サイクル当たり)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>通信連絡設備用発電機による給電準備</td> <td>保修対応要員 運転員(当直員)等 (現場)</td> <td>4 4</td> <td>50分</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>通信連絡設備用発電機による給電開始</td> <td>保修対応要員</td> <td>2</td> <td>10分</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>通信連絡設備用発電機フィルタ取替・清掃</td> <td>保修対応要員</td> <td>2</td> <td>1時間 (1交代サイクル当たり)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>タンクローリの移動及びタンクローリへの燃料くみ上げ</td> <td>保修対応要員</td> <td>2</td> <td>1時間50分</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>可搬型ディーゼル注入ポンプの燃料補給作業</td> <td>保修対応要員</td> <td>3</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>通信連絡設備用発電機の燃料油補給作業</td> <td>保修対応要員</td> <td>2</td> <td>4時間</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">＜以下、省略＞</p>	作業手順 No	対応手段	要員	要員数	想定時間	5	可搬型ディーゼル注入ポンプ用燃料コンテナのフィルタ取替・清掃	保修対応要員	2	1時間 (1交代サイクル当たり)	6	通信連絡設備用発電機による給電準備	保修対応要員 運転員(当直員)等 (現場)	4 4	50分	7	通信連絡設備用発電機による給電開始	保修対応要員	2	10分	8	通信連絡設備用発電機フィルタ取替・清掃	保修対応要員	2	1時間 (1交代サイクル当たり)	9	タンクローリの移動及びタンクローリへの燃料くみ上げ	保修対応要員	2	1時間50分	10	可搬型ディーゼル注入ポンプの燃料補給作業	保修対応要員	3	2時間	11	通信連絡設備用発電機の燃料油補給作業	保修対応要員	2	4時間	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所(緊急時対策種別)の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更
作業手順 No	対応手段	要員	要員数	想定時間																																						
5	可搬型ディーゼル注入ポンプ用燃料コンテナのフィルタ取替・清掃	保修対応要員	2	1時間 (1交代サイクル当たり)																																						
6	通信連絡設備用発電機による給電準備	保修対応要員 運転員(当直員)等 (現場)	4 4	50分																																						
7	通信連絡設備用発電機による給電開始	保修対応要員	2	10分																																						
8	通信連絡設備用発電機フィルタ取替・清掃	保修対応要員	2	1時間 (1交代サイクル当たり)																																						
9	タンクローリの移動及びタンクローリへの燃料くみ上げ	保修対応要員	2	1時間50分																																						
10	可搬型ディーゼル注入ポンプの燃料補給作業	保修対応要員	3	2時間																																						
11	通信連絡設備用発電機の燃料油補給作業	保修対応要員	2	4時間																																						

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第5項 従前の例> 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p><中 略></p> <p>1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ア 防災課長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを規定文書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p><中 略></p> <p>(イ) 実施組織の班構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p><中 略></p> <p>ウ 安全管理班は、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する緊急時対策本部要員の被ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び代替緊急時対策所におけるチェンレンジエリア設置を行う。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策棟内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p><附則第5項 従前の例> (続き)</p> <p>(a) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織に必要な要員として、第12条(運転員等の確保)に規定する要員について、以下のとおり役割及び人数を割り当て確保する。</p> <p style="padding-left: 20px;"><中 略></p> <p>b 重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員(指揮者等)と初動後対応要員は、代替緊急時対策所に参集し、各要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p style="padding-left: 20px;"><中 略></p> <p>(イ) 実施組織及び支援組織が実効的に活動するための以下の施設及び設備等について管理する。</p> <p style="padding-left: 20px;">a 支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するためのSPDSデータ表示装置、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連絡を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等(テレビ会議システムを含む。)を備えた代替緊急時対策所</p> <p style="padding-left: 20px;">b 実施組織が中央制御室、代替緊急時対策所及び現場との連携を図り作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための携帯型通話設備等</p> <p style="text-align: center;"><以下、省略></p>	<p>・緊急時対策所(緊急時対策種内)の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第5項 従前の例></p> <p>重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等</p> <p>表-1 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>表-2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>表-3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等</p> <p>表-4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>表-5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>表-6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等</p> <p>表-7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等</p> <p>表-8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>表-9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等</p> <p>表-10 水素爆発による原子炉周辺建屋等の損傷を防止するための手順等</p> <p>表-11 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等</p> <p>表-12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>表-13 重大事故等の取束に必要なとなる水の供給手順等</p> <p>表-14 電源の確保に関する手順等</p> <p>表-15 事故時の計装に関する手順等</p> <p>表-16 中央制御室の居住性等に関する手順等</p> <p>表-17 監視測定等に関する手順等</p> <p>表-18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (代替緊急時対策所)</p> <p>表-19 通信連絡に関する手順等</p> <p>表-20 重大事故等対策における操作の成立性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 (緊急時対策種内) の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>表-4 <附則第5項 従前の例></p> <p>操作手順 4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的 原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、1次冷却材喪失事象が発生している場合は炉心注入、代替炉心注入、代替再循環及び再循環により、1次冷却材喪失事象が発生していない場合は蒸気発生器2次側による炉心冷却により、運転停止中の場合は炉心注入、代替炉心注入、代替再循環、再循環、蒸気発生器2次側による炉心冷却により、原子炉を冷却することを目的とする。</p> <p>また、1次冷却材喪失事象後、炉心が溶融し、溶融デブリが原子炉容器内に残存した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、格納容器スプレイにより原子炉格納容器に水張りすることにより原子炉を冷却することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>1次冷却材喪失事象が発生している場合</p> <p>1 フロントライン系故障時</p> <p>(1) 炉心注入</p> <p>ア 充てんポンプによる炉心注入</p> <p>発電第二課当直課長は、非常用炉心冷却設備である高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により炉心へ注入する機能が喪失した場合、燃料取替用水タンク水を充てんポンプにより炉心へ注入する。</p> <p>(2) 代替炉心注入</p> <p>発電第二課当直課長は、非常用炉心冷却設備である高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水タンク水を炉心へ注入する機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水等を炉心へ注入する。</p> <p>ア B格納容器スプレイポンプ (RRS - CSS タイプライン使用) による代替炉心注入</p> <p>発電第二課当直課長は、燃料取替用水タンク水をB格納容器スプレイポンプ (RRS-CSS タイプライン使用) により炉心へ注入する。</p> <p>イ 常設電動注入ポンプによる代替炉心注入</p> <p>発電第二課当直課長は、燃料取替用水タンク水等を常設電動注入ポンプにより炉心へ注入する。常設電動注入ポンプの水源は、燃料取替用水タンク又は復水タンクを使用する。</p> <p>ウ 可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注入</p> <p>発電第二課当直課長は、淡水又は海水を可搬型ディーゼル注入ポンプにより炉心へ注入する。水源は中間受槽を使用し、中間受槽への供給は、淡水である八田浦貯水池又は海水を使用する。</p>	<p>・緊急時対策所 (緊急時対策種別内) の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第5項 従前の例></p> <p>(3) 代替再循環 ア B格納容器スプレイポンプ（RHRS - CSS タイライン使用）による代替再循環発電第二課当直課長は、非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により格納容器再循環サンプ水を炉心へ注入する機能が喪失した場合、B格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS タイライン使用）及びB格納容器スプレイ冷却器により格納容器再循環サンプ水を炉心へ注入する。</p> <p>(4) 再循環 ア 高圧注入ポンプによる高圧再循環 発電第二課当直課長は、非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により格納容器再循環サンプ水を炉心へ注入する機能が喪失し、さらに、B格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS タイライン使用）及びB格納容器スプレイ冷却器による炉心への注入が実施できない場合、格納容器再循環サンプ水を高圧注入ポンプによる高圧再循環により炉心へ注入するとともに、格納容器スプレイポンプ及び格納容器スプレイ冷却器により原子炉格納容器内を冷却する。 また、格納容器スプレイポンプ及び格納容器スプレイ冷却器により原子炉格納容器内の冷却操作ができない場合、格納容器再循環サンプ水を高圧注入ポンプによる高圧再循環により炉心へ注入するとともに、格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内を冷却する。</p> <p>イ 格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の徴候が見られた場合の手順 発電第二課当直課長は、再循環運転により炉心への注入を行っている際に格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の徴候が見られた場合、余熱除去ポンプ1台による再循環運転とし、余熱除去ポンプの流量を低下させる。余熱除去ポンプ1台での再循環運転が実施できない場合は、高圧注入ポンプ1台による高圧再循環運転での炉心注水を行う。高圧注入ポンプ1台での再循環運転ができない場合は、燃料取替用水タンクを水源とし、燃料取替用水タンクへの補給を行いながら高圧注入ポンプ1台にて炉心へ注入する。燃料取替用水タンクへの補給が不能であれば、充てんポンプによる炉心への注入を行う。充てんポンプによる炉心への注入ができない場合は、代替炉心注入を行う。 また、A、B格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内の冷却を行う。 炉心への注入は、原子炉格納容器内の重要機器及び重要計器を水没させない上限の高さとなれば停止する。</p> <p>(配慮すべき事項) 1 再循環不能時の原子炉格納容器内の冷却 余熱除去ポンプの故障等により余熱除去設備の再循環運転が不能であれば、B格納容器スプレイポンプ（RHRS - CSS タイライン使用）及びB格納容器スプレイ冷却器を用いた代替再循環を実施する。 B格納容器スプレイポンプ（RHRS - CSS タイライン使用）による代替再循環ができない場合は、</p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策種内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>（規定なし）</p>	<p>＜附則第5項 従前の例＞</p> <p>高压注入ポンプによる高压再循環により炉心へ注入するとともに、格納容器スプレイポンプ及び格納容器スプレイ冷却器により原子炉格納容器内を冷却する。</p> <p>また、格納容器スプレイポンプ及び格納容器スプレイ冷却器により原子炉格納容器内の冷却ができない場合は、格納容器再循環ユニットを用いた格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内を冷却する。</p> <p>2 サポート系故障時</p> <p>(1) 代替炉心注入</p> <p>発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により炉心への注入機能が喪失し、RCP シール LOCA が発生又は発生するおそれのある場合、もしくは漏えい規模が大きい、LOCA が発生した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水等を炉心へ注入する。</p> <p>ア 常設電動注入ポンプによる代替炉心注入</p> <p>発電第二課当直課長は、大容量空冷式発電機から受電した常設電動注入ポンプにより燃料取替用水タンク水等を炉心へ注入する。常設電動注入ポンプの水源は、燃料取替用水タンク又は復水タンクを使用する。</p> <p>イ B 充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注入</p> <p>発電第二課当直課長は、常設電動注入ポンプによる代替炉心注入ができない場合、大容量空冷式発電機から受電した B 充てんポンプ（自己冷却）により燃料取替用水タンク水等を炉心へ注入する。</p> <p>ウ 可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注入</p> <p>発電第二課当直課長は、常設設備による代替炉心注入ができない場合、可搬型ディーゼル注入ポンプにより淡水又は海水を炉心へ注入する。水源は中間受槽を使用し、中間受槽への供給は、淡水である八田浦貯水池又は海水を使用する。</p> <p>(2) 代替再循環</p> <p>全交流動力電源喪失事象と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合</p> <p>ア B 高压注入ポンプ（海水冷却）による代替再循環</p> <p>発電第二課当直課長は、1次冷却材喪失事象（RCP シール LOCA 又は漏えい規模が大きい LOCA）と全交流動力電源喪失が同時に発生した場合において、移動式大容量ポンプ車により補機冷却水が確保された場合、B 高压注入ポンプ（海水冷却）による代替再循環を行うとともに、移動式大容量ポンプ車を用いた A、B 格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内を冷却する。</p> <p>1次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合</p> <p>イ B 高压注入ポンプ（海水冷却）による代替再循環</p> <p>発電第二課当直課長は、1次冷却材喪失事象（RCP シール LOCA 又は漏えい規模が大きい</p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策種内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>（規定なし）</p>	<p><附則第5項 従前の例></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>LOCA) と原子炉補機冷却機能喪失が同時に発生した場合において、移動式大容量ポンプ車により補機冷却水が確保された場合、B 高圧注入ポンプ (海水冷却) による代替再循環を行うとともに、移動式大容量ポンプ車を用いた A、B 格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内を冷却する。</p> <p>溶解デブリが原子炉容器内に残存する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器水張り 発電第二課当直課長は、炉心の著しい損傷、溶解が発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇又は可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA) の圧力) の温度差の変化により、原子炉格納容器内の過熱状態であり原子炉格納容器内に溶解デブリが残存していると判断した場合、原子炉格納容器の破損を防止するため原子炉格納容器内自然対流冷却を確認するとともに、格納容器スプレイ又は代替格納容器スプレイにより残存溶解デブリを冷却し原子炉格納容器内の重要機器及び重要計器が水没しない上限の高さまで燃料取替用水タンク水等を原子炉格納容器内へ注入する。 <p>(配慮すべき事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 残存デブリ冷却時の 1 次冷却材圧力監視について 原子炉格納容器内に溶解デブリが残存していると判断した場合、炉心冠水操作を実施する際は 1 次冷却材圧力を監視する。1 次冷却材系統の圧力が原子炉格納容器内の圧力より高い場合は溶解デブリの冷却が阻害される場合があるため、加圧器逃がし弁を開操作し原子炉格納容器内と原子炉格納容器を均圧させる。 残存デブリ冷却時の注入量について 原子炉格納容器内への注入量は、原子炉格納容器水位監視装置、AM 用消火水積算流量計、B 格納容器スプレイ流量積算流量計、燃料取替用水タンク水位の取支により把握する。 残存デブリの影響を防止するための原子炉格納容器内への注入量は、残存デブリを冷却し、原子炉格納容器内の重要機器及び重要計器が水没しない上限の高さまでとする。 炉心損傷後の再循環運転について 炉心が損傷した場合、格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却に加え格納容器スプレイポンプによる再循環運転を行う場合は、原子炉格納容器圧力及び原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ) 等により、原子炉格納容器内の圧力の推移及び炉心損傷度合いを監視し、再循環運転を実施した場合の原子炉格納容器内の圧力低減効果、ポンプ及び配管の周辺熱量上昇による破ばく等の影響を評価し、実施の可否を検討する。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 (緊急時対策種内) の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第5項 従前の例></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 次冷却材喪失事象が発生していない場合</p> <p>1 フロントライン系故障時</p> <p>(1) 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>ア 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 発電第二課当直課長は、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失し、かつ、2次冷却系からの除熱が可能な場合、復水タンク水を電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプにより蒸気発生器へ注水する。</p> <p>(2) 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>ア 主蒸気逃がし弁による蒸気放出 発電第二課当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開とし、蒸気発生器からの蒸気放出を行うことで、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>(3) 蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード</p> <p>発電第二課当直課長は、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失し、主蒸気逃がし弁による2次冷却系からの除熱効果もなくなった場合において、低温停止への移行が必要となれば、蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードを行う。蒸気発生器への注水は電動補助給水ポンプにより復水タンク水を注水する。</p> </div> <p>① 方針目的</p> <p>2 サポート系故障時</p> <p>(1) 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>ア タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備である余熱除去ポンプによる崩壊熱除去機能が喪失し、かつ、2次冷却系からの除熱が可能な場合、復水タンク水を電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプにより蒸気発生器へ注水する。 全交流動力電源喪失時の電動補助給水ポンプの機能回復に関する手順は、表-2「原子炉冷却材圧力パワードリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」参照</p> <p>(2) 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>ア 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復 発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備である余熱除去ポンプによる崩壊熱除去機能が喪失し、補助給水流量により蒸気発生器への注水が確保されている場合において、現場で手動ハンドルにより主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復の手順は、表-2「原子炉冷却材圧力パワードリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」参照</p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策種別内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第5項 従前の例></p> <p>(3) 蒸気発生器2次側のファイードアンドブリード 発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備である余熱除去ポンプによる崩壊熱除去機能が喪失し、主蒸気逃がし弁による2次冷却系からの除熱効果もなくなつた場合において、低温停止への移行が必要となれば、蒸気発生器2次側のファイードアンドブリードを行う。蒸気発生器への注水は復水タンク水を電動補助給水ポンプにより注水する。</p> <p>蒸気発生器2次側のファイードアンドブリードの手順は、「1次冷却材喪失事象が発生していない場合 1 フロントライン系故障 (3) 蒸気発生器2次側のファイードアンドブリード」参照</p> <p>運転停止中の場合</p> <p>1 フロントライン系故障時</p> <p>(1) 炉心注入</p> <p>発電第二課当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水を炉心へ注入する。</p> <p>ア 充てんポンプによる炉心注入</p> <p>発電第二課当直課長は、燃料取替用水タンク水を充てんポンプにより炉心へ注入する。</p> <p>イ 高圧注入ポンプによる炉心注入</p> <p>発電第二課当直課長は、充てんポンプにより炉心へ注入ができない場合、燃料取替用水タンク水を高圧注入ポンプにより炉心へ注入する。</p> <p>(2) 代替炉心注入</p> <p>発電第二課当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水を炉心へ注入する。</p> <p>ア B格納容器スプレイポンプ (RHRS - CSS タイライン使用) による代替炉心注入</p> <p>発電第二課当直課長は、高圧注入ポンプによる炉心注入ができない場合、燃料取替用水タンク水をB格納容器スプレイポンプ (RHRS - CSS タイライン使用) により炉心へ注入する。</p> <p>イ 常設電動注入ポンプによる代替炉心注入</p> <p>発電第二課当直課長は、B格納容器スプレイポンプ (RHRS - CSS タイライン使用) による代替炉心注入ができない場合、燃料取替用水タンク水を常設電動注入ポンプにより炉心へ注入する。常設電動注入ポンプの水源は、燃料取替用水タンク又は復水タンクを使用する。</p> <p>常設電動注入ポンプによる代替炉心注入の手順は、「1次冷却材喪失事象が発生している場合 1 フロントライン系故障 (2) イ 常設電動注入ポンプによる代替炉心注入」参照</p> <p>ウ 可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注入</p> <p>発電第二課当直課長は、常設設備による炉心への注入ができない場合、淡水又は海水を可搬型ディーゼル注入ポンプにより炉心へ注入する。水源は中間受槽を使用し、中間受槽への</p>	<p>・緊急時対策所 (緊急時対策種内) の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>変 更 前</p> <p>(規定なし)</p>	<p><附則第5項 従前の例></p> <p>供給は、淡水である八田浦貯水池又は海水を使用する。 可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注入の手順は、「1次冷却材喪失事象が発生している場合 1 フロントライン系故障 (2) ウ 可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注入」参照</p> <p>(3) 代替再循環 ア B格納容器スプレイポンプ (RHRS - CSS タイライン使用) による代替再循環 発電第二課当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、炉心注入又は代替炉心注入により燃料取扱替用水タンク水を炉心へ注入し、格納容器再循環サンプル水位が確保された後、B格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS タイライン使用) 及びB格納容器スプレイ冷却器により格納容器再循環サンプル水を炉心へ注入する。 B格納容器スプレイポンプ (RHRS - CSS タイライン使用) による代替再循環の手順は、「1次冷却材喪失事象が発生している場合 1 フロントライン系故障 (3) ア B格納容器スプレイポンプ (RHRS - CSS タイライン使用) による代替再循環」参照</p> <p>(4) 再循環 ア 高圧注入ポンプによる高圧再循環 発電第二課当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により崩壊熱除去機能が喪失し、さらに、B格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS タイライン使用) による炉心への注入ができない場合、格納容器再循環サンプル水を高圧注入ポンプによる高圧再循環により炉心へ注入するとともに、格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内を冷却する。 また、格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の冷却ができない場合、格納容器再循環サンプル水を高圧注入ポンプによる高圧再循環により炉心へ注入するとともに、格納容器スプレイポンプ及び格納容器スプレイ冷却器により原子炉格納容器内を冷却する。 高圧注入ポンプによる高圧再循環の手順は、「1次冷却材喪失事象が発生している場合 1 フロントライン系故障 (4) ア 高圧注入ポンプによる高圧再循環」参照</p> <p>(6) 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (注水) ア 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 発電第二課当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失し、かつ、2次冷却系からの除熱が可能な場合、復水タンク水を電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプにより蒸気発生器へ注水する。 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水の手順は、「1次冷却材喪失事象が発生していない場合 1 フロントライン系故障 (1) 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水」参照</p> <p>(6) 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (蒸気放出)</p>	<p>・緊急時対策所 (緊急時対策種内) の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>変 更 前</p> <p>(規定なし)</p>	<p><附則第5項 従前の例></p> <p>ア 主蒸気逃がし弁による蒸気放出 発電第二課当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失し、2次冷却系からの除熱が可能な場合、補助給水流量により蒸気発生器への注水が確保された場合において、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開とし、蒸気発生器からの蒸気放出を行うことで、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。 主蒸気逃がし弁による蒸気放出の手順は、「1次冷却材喪失事象が発生していない場合 1 フロントライン系故障 (2) ア 主蒸気逃がし弁による蒸気放出」参照</p> <p>(7) 蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード 発電第二課当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失し、主蒸気逃がし弁による2次冷却系からの除熱効果もなくなった場合において、低温停止への移行が必要な場合は、蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードを行う。復水タンク水を電動補助給水ポンプにより蒸気発生器へ注水する。 蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードの手順は、「1次冷却材喪失事象が発生していない場合 1 フロントライン系故障 (3) 蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード」参照</p> <p>2 サポート系故障時 (1) 代替炉心注入 発電第二課当直課長は、運転停止中において全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水等を炉心へ注入する。 ア 常設電動注入ポンプによる代替炉心注入 発電第二課当直課長は、燃料取替用水タンク水等を常設電動注入ポンプにより炉心へ注入する。常設電動注入ポンプの水源は、燃料取替用水タンク又は復水タンクを使用する。 イ B充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注入 発電第二課当直課長は、常設電動注入ポンプによる代替炉心注入ができない場合、燃料取替用水タンク水をB充てんポンプ（自己冷却）により炉心へ注入する。 ウ 可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注入 発電第二課当直課長は、運転停止中において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、常設電動注入ポンプによる代替炉心注入ができない場合、淡水又は海水を可搬型ディーゼル注入ポンプにより炉心へ注入する。水源は中間受槽を使用し、中間受槽への供給は、淡水である八田浦貯水池又は海水を使用する。 可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注入の手順は、「1次冷却材喪失事象が発生している場合 1 フロントライン系故障 (2) ウ 可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注入」参照</p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策種内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第5項 従前の例></p> <p>(2) 代替再循環</p> <p><u>運転停止中において全交流動力電源喪失事象が発生した場合</u></p> <p>ア B 高圧注入ポンプ (海水冷却) による代替再循環</p> <p>発電第二課当直課長は、運転停止中において、全交流動力電源喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、移動式大容量ポンプ車からの海水供給によるB 高圧注入ポンプの補機冷却水を確保し、格納容器再循環サンプ水をB 高圧注入ポンプ (海水冷却) による代替再循環により炉心へ注入するとともに、移動式大容量ポンプ車を用いてA、B 格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内を冷却する。</p> <p>B 高圧注入ポンプ (海水冷却) による代替再循環の手順は、「1 次冷却材喪失事象が発生している場合 2 サポートライン系故障 (2) ア B 高圧注入ポンプ (海水冷却) による代替再循環」参照</p> <p><u>運転停止中において原子炉補機冷却機能喪失事象が発生した場合</u></p> <p>イ B 高圧注入ポンプ (海水冷却) による代替再循環</p> <p>発電第二課当直課長は、運転停止中において、原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、移動式大容量ポンプ車をB 高圧注入ポンプ (海水冷却) による代替再循環により炉心へ注入するとともに、移動式大容量ポンプ車を用いてA、B 格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内を冷却する。</p> <p>B 高圧注入ポンプ (海水冷却) による代替再循環の手順は、「1 次冷却材喪失事象が発生している場合 2 サポートライン系故障 (2) イ B 高圧注入ポンプ (海水冷却) による代替再循環」参照</p> <p>(3) 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (注水)</p> <p>ア タービン動補給水ポンプ又は電動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>発電第二課当直課長は、運転停止中において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、かつ、2 次冷却系からの除熱が可能な場合、復水タンク水を電動補給水ポンプ又はタービン動補給水ポンプにより蒸気発生器へ注水する。</p> <p>全交流動力電源喪失時の電動補給水ポンプの機能回復に関する手順は、表-2「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」参照</p> <p>(4) 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (蒸気放出)</p> <p>ア 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復</p> <p>発電第二課当直課長は、運転停止中において全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、2 次冷却系からの除熱が可能な</p>	<p>・緊急時対策所 (緊急時対策種内) の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p><附則第5項 従前の例></p> <p>場合、現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復を行う。補助給水流量により蒸気発生器への注水が確保されている場合において、現場で手動ハンドルにより主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復の手順は、表-2「原子炉冷却材圧力バロングダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」参照</p> <p>(5) 蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード</p> <p>発電第二課当直課長は、運転停止中において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、主蒸気逃がし弁による2次冷却系からの除熱効果もなくなった場合において、低温停止への移行が必要となれば、蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードを行う。蒸気発生器への注水は復水タンク水を電動補助給水ポンプにより注水する。</p> <p>蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード手順は、「1次冷却材喪失事象が発生していない場合 1 フロントライン系故障 (3) 蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード」参照</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 原子炉格納容器内からの回避</p> <p>発電第二課当直課長は、運転停止中において、全交流動力電源喪失等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合は、燃料取替用水タンク水を充てんポンプ等にて炉心へ注入し開放中の加圧器安全弁から原子炉格納容器内へ蒸散させることにより炉心を冷却する。この場合は、原子炉格納容器内の雰囲気悪化から原子炉格納容器内の作業員を守るために作業員を退避させる。</p> <p>また、運転停止中に1次冷却材の希釈事象が発生し、中性子源領域中性子束が上昇した場合は、原子炉格納容器内の作業員を守るために作業員を退避させる。</p> <p>原子炉格納容器隔離弁の閉止</p> <p>1 原子炉格納容器隔離弁の閉止</p> <p>発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合において、1次冷却材ポンプシール部への封水注水機能及びサーマルバリアの冷却機能が喪失することにより、1次冷却材ポンプシール部から1次冷却材が漏えいし、原子炉格納容器外への1次冷却材の漏えいを防止するため、1次冷却材ポンプ封水戻り隔離弁等の原子炉格納容器隔離弁を閉止する。</p> <p>全交流動力電源喪失時において大容量空冷式発電機により電源が確保されれば、中央制御室にて1次冷却材ポンプ封水戻り隔離弁等を閉止し、非常用炉心冷却設備作動信号が発信する場合は、作動する原子炉格納容器隔離弁の閉止を確認する。</p> <p>なお、隔離弁等の電源が回復していない場合は、現場にて閉止する。</p>	<p>・緊急時対策所(緊急時対策室内)の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">＜附則第5項 従前の例＞</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 電源確保 全交流動力電源喪失時は、大容量空冷式発電機により常設電動注入ポンプ、B充てんポンプ（自 己冷却）へ給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照</p> <p>2 燃料補給 緊急時対策本部は、可搬型ディーゼル注入ポンプ又は移動式大容量ポンプ車を運転した場合、可 搬型ディーゼル注入ポンプ又は移動式大容量ポンプ車への燃料補給は燃料油貯蔵タンク、タンクロ ーリを用いて実施する。その後の燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目安に実施 する。また、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-11「使用済 燃料ピットの冷却等のための手順等」、表-13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」、 表-14「電源の確保に関する手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に 示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンクの貯油量を管理する。</p> <p style="text-align: center;">＜以下、省略＞</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（緊急時対策種 別）の設置による緊急時対策 所機能の移行に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>表一11</p> <p>操作手順</p> <p>11. 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能が喪失又は使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合、使用済燃料ピット内の燃料体又は使用済燃料（以下「使用済燃料ピット内燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮へいし、及び臨界を防止するため使用済燃料ピットへの注水、使用済燃料ピットの監視を行うことを目的とする。</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するため使用済燃料ピットへのスプレイ、燃料取扱設備（使用済燃料ピット内燃料体等）への放水、使用済燃料ピットの監視を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能が若しくは注水機能の喪失時又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時</p> <p>1 使用済燃料ピット補給用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>発電第二課当直課長は、使用済燃料ピットの冷却機能が若しくは注水機能が喪失又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、使用済燃料ピットポンプが全停止した場合、使用済燃料ピットの冷却機能が回復せず使用済燃料ピット温度が65℃を超える場合、又は使用済燃料ピットの水位回復操作を実施した場合においても使用済燃料ピット水位が EL. +10.75m 未満まで低下した場合に使用済燃料ピット補給用水ポンプにより淡水又は海水を使用済燃料ピットへ注水する。</p> <p>使用する水源は中間受槽を使用する。中間受槽への供給は、淡水である八田浦貯水池又は海水を使用する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 燃料補給</p> <p>水中ポンプ用発電機の燃料給油は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク及びびりローリを用いて実施する。その後の燃料給油は、定格負荷運転時の燃料給油間隔を目安に実施する。燃料を補給する手順は、表一13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」参照</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時</p> <p>1 使用済燃料ピットへのスプレイ及び放水</p> <p>(1) 可搬型ディーゼル注入ポンプ及び使用済燃料ピットスプレイヘイダによる使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>緊急時対策本部は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピット出口配管下端水位を維持できないおそれがある場合、可搬型ディーゼル注入ポンプ及び使用済</p>	<p><附則第5項 従前の例></p> <p>表一11</p> <p>操作手順</p> <p>11. 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能が喪失又は使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合、使用済燃料ピット内の燃料体又は使用済燃料（以下「使用済燃料ピット内燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮へいし、及び臨界を防止するため使用済燃料ピットへの注水、使用済燃料ピットの監視を行うことを目的とする。</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するため使用済燃料ピットへのスプレイ、燃料取扱設備（使用済燃料ピット内燃料体等）への放水、使用済燃料ピットの監視を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能が若しくは注水機能の喪失時又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時</p> <p>1 使用済燃料ピット補給用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>発電第二課当直課長は、使用済燃料ピットの冷却機能が喪失又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、使用済燃料ピットポンプが全停止した場合、使用済燃料ピットの冷却機能が回復せず使用済燃料ピット温度が65℃を超える場合、又は使用済燃料ピットの水位回復操作を実施した場合においても使用済燃料ピット水位が EL. +10.75m 未満まで低下した場合に使用済燃料ピット補給用水ポンプにより淡水又は海水を使用済燃料ピットへ注水する。</p> <p>使用する水源は中間受槽を使用する。中間受槽への供給は、淡水である八田浦貯水池又は海水を使用する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 燃料補給</p> <p>水中ポンプ用発電機の燃料給油は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク及びびりローリを用いて実施する。その後の燃料給油は、定格負荷運転時の燃料給油間隔を目安に実施する。燃料を補給する手順は、表一13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」参照</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時</p> <p>1 使用済燃料ピットへのスプレイ及び放水</p> <p>(1) 可搬型ディーゼル注入ポンプ及び使用済燃料ピットスプレイヘイダによる使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>緊急時対策本部は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピット出口配管下端水位を維持できないおそれがある場合、可搬型ディーゼル注入ポンプ及び使用済</p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策種内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第5項 従前の例></p> <p>燃料ピットスプレイレインヘッドによる使用済燃料ピットへのスプレイを行う。 使用する水源は中間受槽を使用し、中間受槽への供給は、淡水である八田浦貯水池又は海水を使用する。</p> <p>(2) 移動式大容量ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水</p> <p>緊急時対策本部は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、燃料取扱棟の損壊又は使用済燃料ピットエリアモニタの指示上昇により燃料取扱棟にアクセスできない場合、海水を水源とし、移動式大容量ポンプ車及び放水砲により燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）へ放水する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 燃料補給</p> <p>可搬型ディーゼル注入ポンプ又は移動式大容量ポンプ車の燃料給油は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク及びタンクローリを用いて実施する。その後の燃料給油は、定格負荷運転時における燃料給油間隔を目安に実施する。燃料を補給する手順は、表-4「原子炉冷却材圧力バウダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」参照</p> <p>重大事故等時の使用済燃料ピットの監視時</p> <p>1 使用済燃料ピットの監視</p> <p>発電第二課当直課長は、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能喪失又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時、又は使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生した場合、常設備の使用済燃料ピット水位計（SA）、使用済燃料ピット温度計（SA）及び使用済燃料ピット状態監視カメラにより使用済燃料ピット水位、水温及び状態の監視を行う。</p> <p>使用済燃料ピットの監視は、常設備により行うが、計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型の計器を用いることで変動する可能性のある範囲を各計器がオーバーラップして監視する。</p> <p>使用済燃料ピット水位を測定する使用済燃料ピット水位計（広域）、使用済燃料ピットエリアモニタ、使用済燃料ピット周辺線量率計（低レンジ）及び使用済燃料ピット状態監視カメラについては、耐環境性向上のため使用済燃料ピット監視装置用空気供給システムにより空気を供給することで冷却する。</p> <p>(1) 常設備による使用済燃料ピットの状態監視</p> <p>発電第二課当直課長は、重大事故等発生時においては、重大事故等対処設備である使用済燃料ピット水位計（SA）、使用済燃料ピット温度計（SA）及び使用済燃料ピット状態監視カメラにより使用済燃料ピットの水位、水温及び状態監視を行う。</p> <p>(2) 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視</p> <p>発電第二課当直課長は、使用済燃料ピットの冷却機能喪失又は配管からの漏えいにより使用済燃料ピットの水位が低下した場合に、使用済燃料ピット周辺線量率計（低レンジ）、使用済燃料ピット周辺線量率計（中間レンジ）、使用済燃料ピット周辺線量率計（高レンジ）（以下「使用済燃料ピット周辺線量率計」という）、使用済燃料ピット水位計（広域）により中央制御室</p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策棟内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第5項 従前の例></p> <p>にて使用済燃料ピットの状態監視を実施する。</p> <p>使用済燃料ピット周辺線量率計は、使用済燃料ピット区域の定点3箇所に設置し、使用済燃料ピットにおける通常水位から燃料体等が露出にいたるまでの水位変動に対し、使用済燃料ピットの空間線量率を計測する。また、定点設置が不可能な場合、使用済燃料ピット外側に取り付けを想定し、あらかじめ評価し把握した相関係数により使用済燃料ピット空間線量率を指示値の傾向で確認して推定する。</p> <p>直流電源が喪失している場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、可搬型設備の指示値を確認する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電源確保 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に、使用済燃料ピットの状態を監視するため、代替電源設備により使用済燃料ピット監視計器へ給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照 2 燃料補給 使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム（発電機）の燃料補給は、使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム（発電機）を運転した場合、燃料油貯蔵タンク、タンクローリを用いて実施する。その後の燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目標に実施する。また、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-4「原子炉冷却材圧力バウナダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表-13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」、表-14「電源の確保に関する手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順書等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンクの貯油量を管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（緊急時対策室内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>変 更 前</p> <p>(規定なし)</p>	<p>表-13</p> <p>＜附則第5項 従前の例＞</p> <p>操作手順</p> <p>13. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源である復水タンク、燃料取替用水タンクとは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量を有する八田浦貯水池、海を水源として、淡水又は海水を確保することを目的とする。</p> <p>設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するため、代替水源から中間受槽への供給、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）の代替手段及び復水タンクへの供給、炉心注入及び格納容器スプレイの代替手段、燃料取替用水タンクへの供給、格納容器再循環ポンプを水源とする再循環及び代替再循環、使用済燃料ピットへの注水、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイ及び燃料取替種（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水並びに炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時の原子炉格納容器及びアニュラス部への放水を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>代替水源から中間受槽への供給</u></p> <p>1 八田浦貯水池から中間受槽への供給</p> <p>発電第二課当直課長は、重大事故等の発生において、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための必要な水源である復水タンクへの供給、炉心注入及び格納容器スプレイのための必要な水源である燃料取替用水タンクへの供給又は使用済燃料ピット内の燃料体等の冷却のための使用済燃料ピットへの注水がそれぞれ必要になった場合、八田浦貯水池を水源とし取水用水ポンプにより淡水を中間受槽へ供給する。</p> <p>2 3号炉及び4号炉取水ピットから中間受槽への供給</p> <p>発電第二課当直課長は、重大事故等の発生において、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための必要な水源である復水タンクへの供給、炉心注入及び格納容器スプレイのための必要な水源である燃料取替用水タンクへの供給又は使用済燃料ピット内の燃料体等の冷却のための使用済燃料ピットへの注水がそれぞれ必要になった場合、3号炉及び4号炉取水ピットを水源として取水用水ポンプにより海水を中間受槽へ供給する。</p> <p>＜中 略＞</p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策種内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p style="text-align: center;"><附則第5項 従前の例></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>原子心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時の原子炉格納容器及びアニュラス部への放水</p> <p>1 海を水源とする原子炉格納容器及びアニュラス部への放水</p> <p>海を水源とする原子炉格納容器及びアニュラス部への放水の手順は、表-12「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照</p> </div> <p>(配感すべき事項)</p> <p>1 燃料補給</p> <p>(1) 水中ポンプ用発電機への燃料補給</p> <p>緊急時対策本部は、水中ポンプ用発電機を運転した場合、燃料油貯蔵タンク、タンクローリを用いて燃料補給を実施する。その後の燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給手順を目標に実施する。また、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」、表-14「電源の確保に関する手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順書等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンクの貯油量を管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（緊急時対策種別内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p>・緊急時対策所 (緊急時対策種内) の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>
<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p>・緊急時対策所 (緊急時対策種内) の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

＜附則第5項 従前の例＞

表-14	<p>操作手順</p> <p>14. 電源の確保に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するため代替電源（交流）、非常用電源（直流）、代替電源（直流）、代替電源（直流）からの給電を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>【代替電源（交流）からの給電】</p> <p>発電第二課当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手順により非常用高圧母線へ代替電源（交流）から給電し、母線電圧により受電確認する。</p> <p>1 大容量空冷式発電機による代替電源（交流）からの給電</p> <p>発電第二課当直課長は、大容量空冷式発電機からの受電準備を行ったのち大容量空冷式発電機を起動し非常用高圧母線へ給電する。</p> <p>2 号炉間電力融通回路を使用した号炉間融通による代替電源（交流）からの給電</p> <p>発電第二課当直課長は、他号炉の交流電源（ディーゼル発電機（他号炉））が健全であることが確認できた場合、号炉間電力融通回路を用いて他号炉から非常用高圧母線へ給電する。</p> <p>3 発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）による代替電源（交流）からの給電</p> <p>発電第二課当直課長は、発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）からの受電準備を行ったのち発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）を起動し非常用高圧母線へ給電する。</p> <p>4 予備ケーブル（号炉間電力融通用）を使用した号炉間融通による代替電源（交流）からの給電</p> <p>発電第二課当直課長は、他号炉の交流電源（ディーゼル発電機（他号炉））が健全であることが確認できた場合、予備ケーブル（号炉間電力融通用）を用いて他号炉から非常用高圧母線へ給電する。</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p>
------	---

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p style="text-align: center;"><附則第5項 従前の例></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 燃料補給</p> <p>(1) 燃料油貯油そう (他号炉) への燃料補給 緊急時対策本部は、ディーゼル発電機 (他号炉) を運転し、号炉間電力融通を実施した場合、ディーゼル発電機 (他号炉) への燃料補給を燃料油貯蔵タンク、タンクローリ及び燃料油貯油そう (他号炉) を用いて実施する。その後の燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目安に実施する。</p> <p>ア 燃料の管理 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-4「原子炉冷却材圧力バウダンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」、表-13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンク、燃料油貯油そう (他号炉) の貯油量を管理する。</p> <p>(2) 大容量空冷式発電機用燃料タンクへの燃料補給</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所 (緊急時対策種内) の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p style="text-align: center;"><附則第5項 従前の例></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>緊急時対策本部は、大容量空冷式発電機を運転した場合、大容量空冷式発電機への燃料補給を燃料油貯蔵タンク、タンクローリ、大容量空冷式発電機用燃料タンク及び大容量空冷式発電機用燃料ポンプを用いて実施する。その後の燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目安に実施する。</p> <p>ア 燃料の管理</p> <p>重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-4「原子炉冷却材圧力バウナダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」、表-13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンク、大容量空冷式発電機用燃料タンクの貯油量を管理する。</p> <p>(3) 発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）又は直流電源用発電機への燃料補給</p> <p>緊急時対策本部は、発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）又は直流電源用発電機を運転した場合、発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）又は直流電源用発電機への燃料補給を、燃料油貯蔵タンク及びタンクローリを用いて実施する。その後の燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目安に実施する。</p> <p>ア 燃料の管理</p> <p>重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-4「原子炉冷却材圧力バウナダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」、表-13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンクの貯油量を管理する。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（緊急時対策種内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>表-18</p> <p>表-18</p> <p>操作手順</p> <p>18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（代替緊急時対策所）</p> <p>① 方針目的</p> <p>代替緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員が代替緊急時対策所にとまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>居住性の確保</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所空気浄化装置による放射性物質の侵入低減、代替緊急時対策所空気加圧設備による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により代替緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>1 代替緊急時対策所立上げの手順</p> <p>緊急時対策本部は、代替緊急時対策所を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、代替緊急時対策所を立上げる。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所空気浄化装置運転手順</p> <p>緊急時対策本部は、代替緊急時対策所空気浄化ファンを接続、起動し、必要な換気を確保するとともに、代替緊急時対策所空気浄化フィルタを通過することにより放射性物質の侵入を低減する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、代替緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。</p> <p>(2) 代替緊急時対策所加圧設備による空気供給準備手順</p> <p>緊急時対策本部は、代替緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う。</p> <p>(3) 代替緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</p> <p>緊急時対策本部は、代替緊急時対策所の居住性確保の観点から、代替緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>2 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生時の手順</p> <p>(1) 代替緊急時対策所エリアモニタ設置手順</p> <p>緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、代替緊急時</p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策種内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>	

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>（規定なし）</p>	<p><附則第5項 従前の例></p> <p>時対策所内へ代替緊急時対策所エリアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。 可搬型エリアモニタのうち、3号炉及び4号炉原子炉格納容器と代替緊急時対策所の中間位置に設置する可搬型エリアモニタは代替緊急時対策所内を加圧するための判断に用いる。可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を設置する手順は、表-17「監視測定等に関する手順等」参照。</p> <p>3 重大事故が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 緊急時対策本部は、重大事故が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所にとどまる緊急時対策本部要員について 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、以下の要員を目安とし、最大収容可能人数の範囲で代替緊急時対策所にとどまる要員を判断する。 ブルーム通過中においても、代替緊急時対策所にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交代要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な緊急時対策本部要員とする。</p> <p>(2) 代替緊急時対策所加圧設備への切替準備手順 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタ等の指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、パラメータの監視強化及び代替緊急時対策所換気設備切替のための要員配置を行う。</p> <p>(3) 代替緊急時対策所加圧設備への切替手順 緊急時対策本部は、原子炉格納容器からブルームが放出され、可搬型エリアモニタ等の指示値が上昇した場合、速やかに代替緊急時対策所換気設備を代替緊急時対策所空気浄化装置から代替緊急時対策所加圧設備側へ切り替えるとともに、代替緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</p> <p>(4) 代替緊急時対策所空気浄化装置への切替手順 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタ等の指示が低下し、代替緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、代替緊急時対策所換気設備を代替緊急時対策所加圧設備から代替緊急時対策所空気浄化装置側へ切替える。</p> <p>必要な指示及び通信連絡 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる以下の事項について明確にする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 重大事故等に対処するために必要な情報を把握するため、代替緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備により、必要なプラットフォーム等を監視又は収集する。 2 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、代替緊急時対策所に配備し、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。 	<p>・緊急時対策所（緊急時対策種内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>（規定なし）</p>	<p><附則第5項 従前の例></p> <p>3 重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡を必要とする場合と通信連絡を行う。</p> <p>4 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により代替緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所の情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所の情報収集設備である緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する。</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について 防災課長は、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、代替緊急時対策所に配備する。また、当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>(3) 通信連絡に関わる手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡を必要とする場合と通信連絡を行う。 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用方法等、必要な手順は、表-19「通信連絡に関する手順等」参照</p> <p>必要な要員の収容 代替緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を収容する。 緊急時対策本部は、これらの緊急時対策本部要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p> <p>1 放射線管理について</p> <p>(1) 放射線管理用資機材の維持管理等について 緊急時対策本部は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員や現場作業を行う緊急時対策本部要員の装備（緑量計、マスク等）及びチェンジングエリアを設置するための資機材を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニット近傍に可搬型エリアモニタを設置し、放射線量を監視する。放射線量が上昇した場合、周辺に立ち入り制限する等の対応を行う。</p> <p>(2) チェンジングエリアの設置及び運用手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置するための資機材を整備し、代替</p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策種内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>（規定なし）</p>	<p><附則第5項 従前の例></p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。</p> <p>(3) 代替緊急時対策所空気浄化装置の切替手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの線量が上昇する等、切替が必要となった場合、代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニットを待機側へ切替え、線量に応じ、交換、保管する。</p> <p>2 飲料水、食料等について 緊急時対策本部は、少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、代替緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</p> <p>代替電源設備からの給電 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源として代替緊急時対策所用発電機により代替緊急時対策所へ給電する。 なお、代替緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備のうち原子炉補助建屋に設置されている機器への給電については、大容量空冷式発電機により実施する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」及び表-19「通信連絡に関する手順等」を参照</p> <p>1 代替緊急時対策所用発電機による給電 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源（交流）である代替緊急時対策所用発電機から給電する。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所用発電機は、代替緊急時対策所の立上げ時にケーブル接続等の準備を行い、全交流動力電源喪失時に起動し代替緊急時対策所へ給電を開始する。</p> <p>(2) 代替緊急時対策所用発電機は、給油等が必要な場合、切替えを行う。</p> <p>(3) 代替緊急時対策所用発電機には燃料油貯蔵タンクよりタンクローリを用いて給油する。</p> <p>ア 代替緊急時対策所用発電機準備手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所立上げ時のケーブル接続を行う。</p> <p>イ 代替緊急時対策所用発電機起動手順 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時における代替緊急時対策所用発電機の起動を行う。</p> <p>ウ 代替緊急時対策所用発電機の切替及び燃料給油手順 (7) 代替緊急時対策所用発電機の切替手順 緊急時対策本部は、燃料給油等が必要な場合、代替緊急時対策所用発電機の切替えを行う。</p> <p>(4) 代替緊急時対策所用発電機の待機運転手順</p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策種内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p style="text-align: center;"><附則第5項 従前の例></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>緊急時対策本部は、プルーム放出のおそれがある場合、待機側の代替緊急時対策所用発電機を起動して無負荷運転で待機させる。プルーム通過中に発電機の切替えが必要になった場合には、速やかに待機側の代替緊急時対策所用発電機からの給電に切り替える。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 燃料補給</p> <p>代替緊急時対策所用発電機への給油は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク及びびタンクローリを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。また、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-4「原子炉冷却材圧力バウナダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」、表-13「重大事故等の取戻に必要な水の供給手順等」及び表-14「電源の確保に関する手順等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンクの貯油量を管理する。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（緊急時対策種内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>変 更 前</p> <p>(規定なし)</p>	<p>表-19</p> <p>表-19</p> <p>＜附則第5項 従前の例＞</p> <p>操作手順</p> <p>19. 通信連絡に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により通信連絡を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>発電所内の通信連絡</p> <p>1 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、緊急時対策本部員が、中央制御室、屋内外の作業場所、代替緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）により、代替緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置を使用する。</p> <p>2 計測等行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所と共有する手順等</p> <p>緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所と共有する場合、屋内の現場と中央制御室との連絡には携帯型通話設備を使用し、屋外の現場と中央制御室との連絡には衛星携帯電話設備又は無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型、携帯型、モニタリングカー）を使用する。また、屋内外の現場若しくは中央制御室と代替緊急時対策所との連絡には衛星携帯電話設備、無線連絡設備又は携帯型通話設備を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>1 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、代替緊急時対策所の緊急時対策本部員が、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAX）を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を使用する。</p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策種内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第5項 従前の例></p> <p>2. 計測等行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所でも共有する手順等 緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器 破損防止に必要なパラメータ等の特に必要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外） により発電所外（社内外）の必要な場所でも共有する場合、代替緊急時対策所と本店、国、地方公共 団体との連絡には衛星携帯電話設備及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テ レビ会議システム、IP 電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAX）を使用する。 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1. 代替電源設備からの給電 発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失時、代替電源設備により、衛星携帯電話設備のうち 衛星携帯電話（固定型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型）、統合原子炉防災ネットワ ークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAX）、 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置へ給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関 する手順等（代替緊急時対策所）」参照</p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策種 内）の設置による緊急時対策 所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前

変 更 後

備 考

<附則第5項 従前の例>

表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (5/5)

操作 手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
15	可搬型計測器による計測 ^{※1}	保修対応要員	1	20分
		運転員(当直員)等 (現場)	1	
16	中央制御室換気空調設備の運転 ^{※1} (全交流動力電源が喪失した場合) アニュラス空気浄化設備による放射性物質の濃度低減 ^{※1} (全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)	保修対応要員	2	1時間35分
		運転員(当直員)等 (中央制御室)	1	
17	可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	2	1時間50分
	可搬型エアモニタによる放射線量の測定	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	2	3時間
	可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	2	2時間
	可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	2	2時間
	可搬型放射線計測器による水中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	3	6時間20分
	可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	2	1時間40分
	海上モニタリング測定	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	3	2時間40分
	モニタリングステーション及びモニタリングポストのバックアップラウンド低減対策	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	2	1時間45分
	可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定	緊急時対策本部要員 (総括班)	4	3時間
	代替緊急時対策所空気浄化装置運転	緊急時対策本部要員 (総括班他 ^{※2})	4	30分
	代替緊急時対策所加圧設備による空気供給準備	緊急時対策本部要員 (総括班他)	2	30分
	代替緊急時対策所用発電機準備	緊急時対策本部要員 (総括班他)	2	20分
	代替緊急時対策所用発電機起動	緊急時対策本部要員 (総括班他)	2	10分
代替緊急時対策所用発電機燃料補給	緊急時対策本部要員 (総括班他)	2	1時間55分	
19	(成立性が要求される対応手段なし)	—	—	—

※1：有効性評価の重要事故シナシスに係る対応手段
 ※2：緊急時対策本部の総括班及び緊急時対策本部要員をいう。(以下、添付3において同じ)

・緊急時対策所(緊急時対策種
 別)の設置による緊急時対策
 所機能の移行に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p><附則第5項 従前の例></p> <p>2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p style="padding-left: 20px;"><中 略></p> <p>2.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p style="padding-left: 20px;"><中 略></p> <p>(1) 体制の整備</p> <p style="padding-left: 20px;"><中 略></p> <p>ア 対応要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない状況においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。</p> <p style="padding-left: 20px;"><中 略></p> <p>(イ) プルーム放出時及びフィルタメント時には、代替緊急時対策所に残る要員（以下「最低限必要な要員」という。）は代替緊急時対策所にとどまり、プルーム通過後又は放射線防護上の確認が終了した後、活動を再開する。プルーム通過時及びフィルタメント時には、最低限必要な要員以外は発電所外へ一時避難し、その後、交替要員として発電所へ再度非常召集する。また、特重施設要員は、プルーム通過時及びフィルタメント時においても [] にとどまる。</p> <p style="padding-left: 20px;"><中 略></p> <p>イ 対応拠点 本部長を含む対応要員等（特重施設要員を除く）が対応を行うに当たっての拠点は、代替緊急時対策所を基本とし、特重施設要員が対応を行うに当たっての拠点は [] とする。 また、代替緊急時対策所以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。</p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策種別内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第5項 従前の例></p> <p>2.2 手順書の整備</p> <p><中 略></p> <p>(4) APC 等による大規模損壊発生時の対応における考慮</p> <p><中 略></p> <p>ウ 防災課長及び発電第二課長は、中央制御室及び代替緊急時対策所が機能喪失する過酷な状態において、原子炉施設の状態の把握及びAPC等による大規模損壊発生時の適切な判断を行うため必要な情報が速やかに得られるように情報の種類及び入手方法を整理するとともに、判断基準を明確にし、規定文書に定める。</p> <p><中 略></p> <p>(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作</p> <p>ア 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー</p> <p><中 略></p> <p>(i) 緩和操作を選択するための判断フロー</p> <p><中 略></p> <p>中央制御室又は代替緊急時対策所での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、外からの目視に加えて内部の状況を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を速やかに選択できるように、緩和操作を選択するための判断フローに個別操作への移行基準を定める。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策種内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第5項 従前の例> APC等による大規模損壊発生時における特重施設による対応に必要な措置の運用手順</p> <p>表-26</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>操作手順 原子炉格納容器の過圧破損防止の手順</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所（緊急時対策種別内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>1 火災</p> <p>防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1.1項から1.5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><中 略></p> <p>1.5 手順書の整備</p> <p><中 略></p> <p>(2) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><中 略></p> <p>サ 外部火災によるばい煙発生時の対応</p> <p>発電第二課当直課長は、ばい煙発生時、外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室、安全補機閉閉器室及び中間補機棟の閉回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</p> <p>シ 外部火災による有毒ガス発生時の対応</p> <p>発電第二課当直課長は、有毒ガス発生時、外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室、安全補機閉閉器室及び中間補機棟の閉回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>1 火災</p> <p>防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1.1項から1.5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><中 略></p> <p>1.5 手順書の整備</p> <p><中 略></p> <p>(2) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><中 略></p> <p>サ 外部火災によるばい煙発生時の対応</p> <p>発電第二課当直課長は、ばい煙発生時、外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室、安全補機閉閉器室及び中間補機棟の閉回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</p> <p>シ 外部火災による有毒ガス発生時の対応</p> <p>発電第二課当直課長は、有毒ガス発生時、外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室、安全補機閉閉器室及び中間補機棟の閉回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p> <p>防災課長は、有毒ガス発生時、換気空調系の停止による緊急時対策所（緊急時対策棟内）への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策棟内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>3 火山影響等発生時、降雪 防炎課長は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><中 略></p> <p>3.3 資機材の配備</p> <p><中 略></p> <p>(3) 防炎課長は、通信連絡設備用発電機用の着脱可能なフィルタ（500 メッシュ）及び緊急時対策所の居住性確保に必要な資機材を配備する。</p> <p>3.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><中 略></p> <p>イ 降下火砕物の侵入防止 発電第二課当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタ等の差圧監視、外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室、安全補機閉閉器室及び中間補機棟の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p><中 略></p> <p>キ 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するため、代替緊急時対策所の居住性を確保する。 代替緊急時対策所入口扉の開放により居住性を確保し、降下火砕物の侵入を防止するため、<u>入口扉（2か所）に仮設フィルタを設置する。</u></p> <p><以下、省略></p>	<p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>3 火山影響等発生時、降雪 防炎課長は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><中 略></p> <p>3.3 資機材の配備</p> <p><中 略></p> <p>(3) 防炎課長は、緊急時対策所の居住性確保に必要な資機材を配備する。</p> <p>3.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><中 略></p> <p>イ 降下火砕物の侵入防止 発電第二課当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタ等の差圧監視、外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室、安全補機閉閉器室及び中間補機棟の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。 防炎課長は、<u>換気空調系の停止による緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</u></p> <p><中 略></p> <p>キ 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するため、<u>換気空調系の停止及び居住性確保に必要な扉の開放を確認することにより緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性を確保する。</u><u>換気空調系停止中は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を監視する。</u></p> <p><以下、省略></p>	<p>•緊急時対策所（緊急時対策棟内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																		
<p>(続き)</p> <p>ク 通信連絡設備に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において、通信連絡手段を確保するため、通信連絡設備のうち、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保する。 通信連絡設備は、ディーゼル発電機の機能が喪失した場合、可搬型発電機（以下「通信連絡設備用発電機」という。）より給電する。 火山影響等発生時において通信連絡設備用発電機吸気フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・消霜が容易なフィルタコンテナを吸気口へ接続する。</p> <p><中 略></p> <p>(7) 手順着手の判断基準 a 通信連絡設備用発電機による給電準備 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉及び4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合。</p> <p><中 略></p> <p>c. 通信連絡設備用発電機フィルタコンテナのフィルタ取替・消霜 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉及び4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合。</p>	<p>(続き)</p> <p>ク 通信連絡設備に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において、通信連絡手段を確保するため、通信連絡設備のうち、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保する。 通信連絡設備は、ディーゼル発電機の機能が喪失した場合、可搬型発電機（以下「通信連絡設備用発電機」という。）より給電する。 火山影響等発生時において通信連絡設備用発電機を降下火砕物の影響を受けない建屋内に格納する。</p> <p><中 略></p> <p>(7) 手順着手の判断基準 a 通信連絡設備用発電機による給電準備 気象庁が発表する降灰予報（「速報」又は「詳細」）により発電所への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合又は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想される場合、<u>体</u>制を解除する。 なお、その後降灰予報が発表され、発電所への降灰が「多量」未満となった場合は、<u>体</u>制を解除する。</p> <p><中 略></p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策種内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>																																		
<p>(続き)</p> <p>ク 通信連絡設備に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において、通信連絡手段を確保するため、通信連絡設備のうち、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保する。 通信連絡設備は、ディーゼル発電機の機能が喪失した場合、可搬型発電機（以下「通信連絡設備用発電機」という。）より給電する。 火山影響等発生時において通信連絡設備用発電機吸気フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・消霜が容易なフィルタコンテナを吸気口へ接続する。</p> <p><中 略></p> <p>(7) 手順着手の判断基準 a 通信連絡設備用発電機による給電準備 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉及び4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合。</p> <p><中 略></p> <p>c. 通信連絡設備用発電機フィルタコンテナのフィルタ取替・消霜 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉及び4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合。</p>	<p style="text-align: center;">火山影響等発生時の対策における主な作業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業手順 No</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ディーゼル発電機へのフィルタコンテナ接続</td> <td>保修対応要員</td> <td>6⁹⁾</td> <td>1時間50分</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ディーゼル発電機フィルタコンテナのフィルタ取替・消霜</td> <td>保修対応要員 運転員(当直員)等 (現場)</td> <td>6 4</td> <td>2時間 (1交代サイクル当たり)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>可搬型ディーゼル注入ポンプの移動及びフィルタコンテナ接続</td> <td>保修対応要員</td> <td>7</td> <td>2時間49分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">可搬型ディーゼル注入ポンプを用いた炉心冷却における水運切り替え</td> <td>系統構成(逆止弁の弁体取り外し前)</td> <td>運転員(当直員)等 (現場)</td> <td>2 1時間</td> </tr> <tr> <td>逆止弁の弁体取り外し</td> <td>保修対応要員</td> <td>2</td> <td>2時間30分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>系統構成(逆止弁の弁体取り外し後)</td> <td>運転員(当直員)等 (現場)</td> <td>2</td> <td>30分</td> </tr> </tbody> </table>	作業手順 No	対応手段	要員	要員数	想定時間	1	ディーゼル発電機へのフィルタコンテナ接続	保修対応要員	6 ⁹⁾	1時間50分	2	ディーゼル発電機フィルタコンテナのフィルタ取替・消霜	保修対応要員 運転員(当直員)等 (現場)	6 4	2時間 (1交代サイクル当たり)	3	可搬型ディーゼル注入ポンプの移動及びフィルタコンテナ接続	保修対応要員	7	2時間49分	4	可搬型ディーゼル注入ポンプを用いた炉心冷却における水運切り替え	系統構成(逆止弁の弁体取り外し前)	運転員(当直員)等 (現場)	2 1時間	逆止弁の弁体取り外し	保修対応要員	2	2時間30分		系統構成(逆止弁の弁体取り外し後)	運転員(当直員)等 (現場)	2	30分	
作業手順 No	対応手段	要員	要員数	想定時間																																
1	ディーゼル発電機へのフィルタコンテナ接続	保修対応要員	6 ⁹⁾	1時間50分																																
2	ディーゼル発電機フィルタコンテナのフィルタ取替・消霜	保修対応要員 運転員(当直員)等 (現場)	6 4	2時間 (1交代サイクル当たり)																																
3	可搬型ディーゼル注入ポンプの移動及びフィルタコンテナ接続	保修対応要員	7	2時間49分																																
4	可搬型ディーゼル注入ポンプを用いた炉心冷却における水運切り替え	系統構成(逆止弁の弁体取り外し前)	運転員(当直員)等 (現場)	2 1時間																																
		逆止弁の弁体取り外し	保修対応要員	2	2時間30分																															
	系統構成(逆止弁の弁体取り外し後)	運転員(当直員)等 (現場)	2	30分																																
<p>(続き)</p> <p>ク 通信連絡設備に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において、通信連絡手段を確保するため、通信連絡設備のうち、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保する。 通信連絡設備は、ディーゼル発電機の機能が喪失した場合、可搬型発電機（以下「通信連絡設備用発電機」という。）より給電する。 火山影響等発生時において通信連絡設備用発電機吸気フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・消霜が容易なフィルタコンテナを吸気口へ接続する。</p> <p><中 略></p> <p>(7) 手順着手の判断基準 a 通信連絡設備用発電機による給電準備 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉及び4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合。</p> <p><中 略></p> <p>c. 通信連絡設備用発電機フィルタコンテナのフィルタ取替・消霜 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉及び4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合。</p>	<p style="text-align: center;">火山影響等発生時の対策における主な作業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業手順 No</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ディーゼル発電機へのフィルタコンテナ接続</td> <td>保修対応要員</td> <td>6</td> <td>1時間50分</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ディーゼル発電機フィルタコンテナのフィルタ取替・消霜</td> <td>保修対応要員 運転員(当直員)等 (現場)</td> <td>6 4</td> <td>2時間 (1交代サイクル当たり)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>可搬型ディーゼル注入ポンプの移動及びフィルタコンテナ接続</td> <td>保修対応要員</td> <td>7</td> <td>2時間49分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">可搬型ディーゼル注入ポンプを用いた炉心冷却における水運切り替え</td> <td>系統構成(逆止弁の弁体取り外し前)</td> <td>運転員(当直員)等 (現場)</td> <td>2 1時間</td> </tr> <tr> <td>逆止弁の弁体取り外し</td> <td>保修対応要員</td> <td>2</td> <td>2時間30分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>系統構成(逆止弁の弁体取り外し後)</td> <td>運転員(当直員)等 (現場)</td> <td>2</td> <td>30分</td> </tr> </tbody> </table>	作業手順 No	対応手段	要員	要員数	想定時間	1	ディーゼル発電機へのフィルタコンテナ接続	保修対応要員	6	1時間50分	2	ディーゼル発電機フィルタコンテナのフィルタ取替・消霜	保修対応要員 運転員(当直員)等 (現場)	6 4	2時間 (1交代サイクル当たり)	3	可搬型ディーゼル注入ポンプの移動及びフィルタコンテナ接続	保修対応要員	7	2時間49分	4	可搬型ディーゼル注入ポンプを用いた炉心冷却における水運切り替え	系統構成(逆止弁の弁体取り外し前)	運転員(当直員)等 (現場)	2 1時間	逆止弁の弁体取り外し	保修対応要員	2	2時間30分		系統構成(逆止弁の弁体取り外し後)	運転員(当直員)等 (現場)	2	30分	
作業手順 No	対応手段	要員	要員数	想定時間																																
1	ディーゼル発電機へのフィルタコンテナ接続	保修対応要員	6	1時間50分																																
2	ディーゼル発電機フィルタコンテナのフィルタ取替・消霜	保修対応要員 運転員(当直員)等 (現場)	6 4	2時間 (1交代サイクル当たり)																																
3	可搬型ディーゼル注入ポンプの移動及びフィルタコンテナ接続	保修対応要員	7	2時間49分																																
4	可搬型ディーゼル注入ポンプを用いた炉心冷却における水運切り替え	系統構成(逆止弁の弁体取り外し前)	運転員(当直員)等 (現場)	2 1時間																																
		逆止弁の弁体取り外し	保修対応要員	2	2時間30分																															
	系統構成(逆止弁の弁体取り外し後)	運転員(当直員)等 (現場)	2	30分																																

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																											
<p style="text-align: center;">(続き)</p> <p style="text-align: center;">火山影響等発生時の対策における主な作業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業 手順 No</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>可搬型ディーゼル注入ポンプ/フィルターコンテナのフィルタ取替・清掃</td> <td>保修対応要員</td> <td>2</td> <td>1時間 (1交換サイクル当たり)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>通信連絡設備用発電機による給電準備</td> <td>保修対応要員 運転員(当直員)等 (現場)</td> <td>2※1 4※1</td> <td>50分</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>通信連絡設備用発電機による給電開始</td> <td>保修対応要員</td> <td>2</td> <td>10分</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>通信連絡設備用発電機/フィルターコンテナのフィルタ取替・清掃</td> <td>保修対応要員</td> <td>2</td> <td>1時間 (1交換サイクル当たり)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>タンクローリーの移動及びタンクローリーへの燃料くみ上げ</td> <td>保修対応要員</td> <td>2</td> <td>1時間50分</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>可搬型ディーゼル注入ポンプの燃料補給作業</td> <td>保修対応要員</td> <td>3</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>通信連絡設備用発電機の燃料油補給作業</td> <td>保修対応要員</td> <td>2</td> <td>4時間</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※1：3号炉及び4号炉の合計数</p> <p style="text-align: center;"><以下、省略></p>	作業 手順 No	対応手段	要員	要員数	想定時間	5	可搬型ディーゼル注入ポンプ/フィルターコンテナのフィルタ取替・清掃	保修対応要員	2	1時間 (1交換サイクル当たり)	6	通信連絡設備用発電機による給電準備	保修対応要員 運転員(当直員)等 (現場)	2※1 4※1	50分	7	通信連絡設備用発電機による給電開始	保修対応要員	2	10分	8	通信連絡設備用発電機/フィルターコンテナのフィルタ取替・清掃	保修対応要員	2	1時間 (1交換サイクル当たり)	9	タンクローリーの移動及びタンクローリーへの燃料くみ上げ	保修対応要員	2	1時間50分	10	可搬型ディーゼル注入ポンプの燃料補給作業	保修対応要員	3	2時間	11	通信連絡設備用発電機の燃料油補給作業	保修対応要員	2	4時間	<p style="text-align: center;">(続き)</p> <p style="text-align: center;">火山影響等発生時の対策における主な作業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業 手順 No</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>可搬型ディーゼル注入ポンプ/フィルターコンテナのフィルタ取替・清掃</td> <td>保修対応要員</td> <td>2</td> <td>1時間 (1交換サイクル当たり)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>通信連絡設備用発電機による給電準備</td> <td>保修対応要員 運転員(当直員)等 (現場)</td> <td>2※1 4※1</td> <td>50分</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>通信連絡設備用発電機による給電開始</td> <td>保修対応要員</td> <td>2※1</td> <td>10分</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>タンクローリーの移動及びタンクローリーへの燃料くみ上げ</td> <td>保修対応要員</td> <td>2※1</td> <td>1時間50分</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>可搬型ディーゼル注入ポンプの燃料補給作業</td> <td>保修対応要員</td> <td>3</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>通信連絡設備用発電機の燃料油補給作業</td> <td>保修対応要員</td> <td>6※1</td> <td>1時間</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※1：3号炉及び4号炉の合計数</p> <p style="text-align: center;"><以下、省略></p>	作業 手順 No	対応手段	要員	要員数	想定時間	5	可搬型ディーゼル注入ポンプ/フィルターコンテナのフィルタ取替・清掃	保修対応要員	2	1時間 (1交換サイクル当たり)	6	通信連絡設備用発電機による給電準備	保修対応要員 運転員(当直員)等 (現場)	2※1 4※1	50分	7	通信連絡設備用発電機による給電開始	保修対応要員	2※1	10分	8	タンクローリーの移動及びタンクローリーへの燃料くみ上げ	保修対応要員	2※1	1時間50分	9	可搬型ディーゼル注入ポンプの燃料補給作業	保修対応要員	3	2時間	10	通信連絡設備用発電機の燃料油補給作業	保修対応要員	6※1	1時間	<p>・緊急時対策所(緊急時対策種別)の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>
作業 手順 No	対応手段	要員	要員数	想定時間																																																																									
5	可搬型ディーゼル注入ポンプ/フィルターコンテナのフィルタ取替・清掃	保修対応要員	2	1時間 (1交換サイクル当たり)																																																																									
6	通信連絡設備用発電機による給電準備	保修対応要員 運転員(当直員)等 (現場)	2※1 4※1	50分																																																																									
7	通信連絡設備用発電機による給電開始	保修対応要員	2	10分																																																																									
8	通信連絡設備用発電機/フィルターコンテナのフィルタ取替・清掃	保修対応要員	2	1時間 (1交換サイクル当たり)																																																																									
9	タンクローリーの移動及びタンクローリーへの燃料くみ上げ	保修対応要員	2	1時間50分																																																																									
10	可搬型ディーゼル注入ポンプの燃料補給作業	保修対応要員	3	2時間																																																																									
11	通信連絡設備用発電機の燃料油補給作業	保修対応要員	2	4時間																																																																									
作業 手順 No	対応手段	要員	要員数	想定時間																																																																									
5	可搬型ディーゼル注入ポンプ/フィルターコンテナのフィルタ取替・清掃	保修対応要員	2	1時間 (1交換サイクル当たり)																																																																									
6	通信連絡設備用発電機による給電準備	保修対応要員 運転員(当直員)等 (現場)	2※1 4※1	50分																																																																									
7	通信連絡設備用発電機による給電開始	保修対応要員	2※1	10分																																																																									
8	タンクローリーの移動及びタンクローリーへの燃料くみ上げ	保修対応要員	2※1	1時間50分																																																																									
9	可搬型ディーゼル注入ポンプの燃料補給作業	保修対応要員	3	2時間																																																																									
10	通信連絡設備用発電機の燃料油補給作業	保修対応要員	6※1	1時間																																																																									

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p><中 略></p> <p>1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ア 防災課長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを規定文書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p><中 略></p> <p>(ウ) 実施組織の班構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p><中 略></p> <p>ウ 安全管理班は、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する緊急時対策本部要員の被ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び代替緊急時対策所におけるチェンジングエリア設置を行う。</p> <p><中 略></p>	<p>重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p><中 略></p> <p>1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ア 防災課長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを規定文書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p><中 略></p> <p>(ウ) 実施組織の班構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p><中 略></p> <p>ウ 安全管理班は、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する緊急時対策本部要員の被ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）におけるチェンジングエリア設置を行う。</p> <p><中 略></p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策棟内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(続き)</p> <p>(X) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織に必要な要員として、第12条(運転員等の確保)に規定する要員について、以下のとおり役割及び人数を割り当て確保する。</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>b 重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員(指揮者等)と初動後対応要員は、<u>代替緊急時対策所</u>に参集し、各要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>(Y) 実施組織及び支援組織が実効的に活動するための以下の施設及び設備等について管理する。</p> <p>a 支援組織が、必要なアラントのパラメータを確認するためのSPDS データ表示装置、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備等(テレビ会議システムを含む。)を備えた<u>代替緊急時対策所</u></p> <p>b 実施組織が中央制御室、代替緊急時対策所及び現場との連携を図り作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための携帯型通話設備等</p> <p style="text-align: center;"><以下、省略></p>	<p>(続き)</p> <p>(X) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織に必要な要員として、第12条(運転員等の確保)に規定する要員について、以下のとおり役割及び人数を割り当て確保する。</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>b 重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員(指揮者等)と初動後対応要員は、<u>緊急時対策所(緊急時対策棟内)</u>に参集し、各要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>(Y) 実施組織及び支援組織が実効的に活動するための以下の施設及び設備等について管理する。</p> <p>a 支援組織が、必要なアラントのパラメータを確認するための<u>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDS データ表示装置</u>、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備等(テレビ会議システムを含む。)を備えた<u>緊急時対策所(緊急時対策棟内)</u></p> <p>b 実施組織が中央制御室、緊急時対策所(緊急時対策棟内)及び現場との連携を図り作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための携帯型通話設備等</p> <p style="text-align: center;"><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所(緊急時対策棟内)の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更 ・記載の通り(に伴う変更(記載内容の明確化))

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等</p> <p>表-1 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>表-2 原子炉冷却材圧力パウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>表-3 原子炉冷却材圧力パウンダリを減圧するための手順等</p> <p>表-4 原子炉冷却材圧力パウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>表-5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>表-6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等</p> <p>表-7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等</p> <p>表-8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>表-9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等</p> <p>表-10 水素爆発による原子炉周辺建屋等の損傷を防止するための手順等</p> <p>表-11 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等</p> <p>表-12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>表-13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>表-14 電源の確保に関する手順等</p> <p>表-15 事故時の計表に関する手順等</p> <p>表-16 中央制御室の居住性等に関する手順等</p> <p>表-17 監視測定等に関する手順等</p> <p>表-18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (代替緊急時対策所)</p> <p>表-19 通信連絡に関する手順等</p> <p>表-20 重大事故等対策における操作の成立性</p>	<p style="text-align: center;">重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等</p> <p>表-1 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>表-2 原子炉冷却材圧力パウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>表-3 原子炉冷却材圧力パウンダリを減圧するための手順等</p> <p>表-4 原子炉冷却材圧力パウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>表-5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>表-6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等</p> <p>表-7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等</p> <p>表-8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>表-9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等</p> <p>表-10 水素爆発による原子炉周辺建屋等の損傷を防止するための手順等</p> <p>表-11 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等</p> <p>表-12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>表-13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>表-14 電源の確保に関する手順等</p> <p>表-15 事故時の計表に関する手順等</p> <p>表-16 中央制御室の居住性等に関する手順等</p> <p>表-17 監視測定等に関する手順等</p> <p>表-18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (緊急時対策所 (緊急時対策棟内))</p> <p>表-19 通信連絡に関する手順等</p> <p>表-20 重大事故等対策における操作の成立性</p>	<p>・緊急時対策所 (緊急時対策棟内) の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">表-4</p> <p>操作手順 4. 原子炉冷却材圧力バウダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 電源確保 全交流動力電源喪失時は、大容量空冷式発電機により常設電動注入ポンプ、B充てんポンプ(自己冷却)へ給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照</p> <p>2 燃料補給 緊急時対策本部は、可搬型ディーゼル注入ポンプ又は移動式大容量ポンプ車を運転した場合、可搬型ディーゼル注入ポンプ又は移動式大容量ポンプ車への燃料補給は燃料油貯蔵タンク、タンクローリを用いて実施する。その後の燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目安に実施する。また、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」、表-13「重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」、及び表-14「電源の確保に関する手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順書等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンクの貯油量を管理する。</p>	<p style="text-align: center;">表-4</p> <p>操作手順 4. 原子炉冷却材圧力バウダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 電源確保 全交流動力電源喪失時は、大容量空冷式発電機により常設電動注入ポンプ、B充てんポンプ(自己冷却)へ給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照</p> <p>2 燃料補給 緊急時対策本部は、可搬型ディーゼル注入ポンプ又は移動式大容量ポンプ車を運転した場合、可搬型ディーゼル注入ポンプ又は移動式大容量ポンプ車への燃料補給は燃料油貯蔵タンク、タンクローリを用いて実施する。その後の燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目安に実施する。また、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」、表-13「重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」及び表-14「電源の確保に関する手順等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンクの貯油量を管理する。</p>	<p>・緊急時対策所(緊急時対策種内)の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">表-11</p> <p>操作手順 11. 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 電源確保 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に、使用済燃料ピットの状態を監視するため、代替電源設備により使用済燃料ピット監視計器へ給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照</p> <p>2 燃料補給 使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム（発電機）の燃料補給は、使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム（発電機）を運転した場合、燃料油貯蔵タンク、タンクローリを用いて実施する。その後の燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目安に実施する。また、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表-13「重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」、表-14「電源の確保に関する手順等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンクに関する手順書等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンクの貯油量を管理する。</p>	<p style="text-align: center;">表-11</p> <p>操作手順 11. 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 電源確保 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に、使用済燃料ピットの状態を監視するため、代替電源設備により使用済燃料ピット監視計器へ給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照</p> <p>2 燃料補給 使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム（発電機）の燃料補給は、使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム（発電機）を運転した場合、燃料油貯蔵タンク、タンクローリを用いて実施する。その後の燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目安に実施する。また、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表-13「重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」及び表-14「電源の確保に関する手順等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンクの貯油量を管理する。</p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策種内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考								
<p style="text-align: center;">表-13</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"> <p>操作手順</p> <p>13. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p style="text-align: center;">< 中 略 ></p> </td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 燃料補給</p> <p>(1) 水中ポンプ用発電機への燃料補給</p> <p>緊急時対策本部は、水中ポンプ用発電機を運転した場合、燃料油貯蔵タンク、タンクローリを用いて燃料補給を実施する。その後の燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目標に実施する。また、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表-11「使用済燃料ピットの冷却等」及び表-14「電源の確保に関する手順等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンクの貯油量を管理する。</p> </td> <td></td> </tr> </table>	<p>操作手順</p> <p>13. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p style="text-align: center;">< 中 略 ></p>		<p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 燃料補給</p> <p>(1) 水中ポンプ用発電機への燃料補給</p> <p>緊急時対策本部は、水中ポンプ用発電機を運転した場合、燃料油貯蔵タンク、タンクローリを用いて燃料補給を実施する。その後の燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目標に実施する。また、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表-11「使用済燃料ピットの冷却等」及び表-14「電源の確保に関する手順等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンクの貯油量を管理する。</p>		<p style="text-align: center;">表-13</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"> <p>操作手順</p> <p>13. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p style="text-align: center;">< 中 略 ></p> </td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 燃料補給</p> <p>(1) 水中ポンプ用発電機への燃料補給</p> <p>緊急時対策本部は、水中ポンプ用発電機を運転した場合、燃料油貯蔵タンク、タンクローリを用いて燃料補給を実施する。その後の燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目標に実施する。また、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表-11「使用済燃料ピットの冷却等」及び表-14「電源の確保に関する手順等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンクの貯油量を管理する。</p> </td> <td></td> </tr> </table>	<p>操作手順</p> <p>13. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p style="text-align: center;">< 中 略 ></p>		<p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 燃料補給</p> <p>(1) 水中ポンプ用発電機への燃料補給</p> <p>緊急時対策本部は、水中ポンプ用発電機を運転した場合、燃料油貯蔵タンク、タンクローリを用いて燃料補給を実施する。その後の燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目標に実施する。また、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表-11「使用済燃料ピットの冷却等」及び表-14「電源の確保に関する手順等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンクの貯油量を管理する。</p>		<p>・緊急時対策所（緊急時対策種別）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>
<p>操作手順</p> <p>13. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p style="text-align: center;">< 中 略 ></p>										
<p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 燃料補給</p> <p>(1) 水中ポンプ用発電機への燃料補給</p> <p>緊急時対策本部は、水中ポンプ用発電機を運転した場合、燃料油貯蔵タンク、タンクローリを用いて燃料補給を実施する。その後の燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目標に実施する。また、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表-11「使用済燃料ピットの冷却等」及び表-14「電源の確保に関する手順等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンクの貯油量を管理する。</p>										
<p>操作手順</p> <p>13. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p style="text-align: center;">< 中 略 ></p>										
<p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 燃料補給</p> <p>(1) 水中ポンプ用発電機への燃料補給</p> <p>緊急時対策本部は、水中ポンプ用発電機を運転した場合、燃料油貯蔵タンク、タンクローリを用いて燃料補給を実施する。その後の燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目標に実施する。また、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表-11「使用済燃料ピットの冷却等」及び表-14「電源の確保に関する手順等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンクの貯油量を管理する。</p>										

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">表-14</p> <p>操作手順</p> <p>14. 電源の確保に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 燃料補給</p> <p>(1) 燃料油貯蔵そう (他号炉) への燃料補給 緊急時対策本部は、ディーゼル発電機 (他号炉) を運転し、号炉間電力融通を実施した場合、ディーゼル発電機 (他号炉) への燃料補給を燃料油貯蔵タンク、タンクローリ及び燃料油貯蔵そう (他号炉) を用いて実施する。その後の燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目安に実施する。</p> <p>ア 燃料の管理 重大事故等時 7 日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」、表-13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンク、燃料油貯蔵そう (他号炉) の貯油量を管理する。</p> <p>(2) 大容量空冷式発電機用燃料タンクへの燃料補給 緊急時対策本部は、大容量空冷式発電機を運転した場合、大容量空冷式発電機への燃料補給を燃料油貯蔵タンク、タンクローリ、大容量空冷式発電機用燃料タンク及び大容量空冷式発電機用燃料ポンプを用いて実施する。その後の燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目安に実施する。</p> <p>ア 燃料の管理 重大事故等時 7 日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」、表-13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンク、大容量空冷式発電機用燃料タンクの貯油量を管理する。</p>	<p style="text-align: center;">表-14</p> <p>操作手順</p> <p>14. 電源の確保に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 燃料補給</p> <p>(1) 燃料油貯蔵そう (他号炉) への燃料補給 緊急時対策本部は、ディーゼル発電機 (他号炉) を運転し、号炉間電力融通を実施した場合、ディーゼル発電機 (他号炉) への燃料補給を燃料油貯蔵タンク、タンクローリ及び燃料油貯蔵そう (他号炉) を用いて実施する。その後の燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目安に実施する。</p> <p>ア 燃料の管理 重大事故等時 7 日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」及び表-13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンク、燃料油貯蔵そう (他号炉) の貯油量を管理する。</p> <p>(2) 大容量空冷式発電機用燃料タンクへの燃料補給 緊急時対策本部は、大容量空冷式発電機を運転した場合、大容量空冷式発電機への燃料補給を燃料油貯蔵タンク、タンクローリ、大容量空冷式発電機用燃料タンク及び大容量空冷式発電機用燃料ポンプを用いて実施する。その後の燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目安に実施する。</p> <p>ア 燃料の管理 重大事故等時 7 日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」及び表-13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンク、大容量空冷式発電機用燃料タンクの貯油量を管理する。</p>	<p>・緊急時対策所 (緊急時対策棟内) の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(3) 発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）又は直流電源用発電機への燃料補給緊急時対策本部は、発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）又は直流電源用発電機を運転した場合、発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）又は直流電源用発電機への燃料補給を、燃料油貯蔵タンク及びびタンクローリを用いて実施する。その後の燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目安に実施する。</p> <p>ア 燃料の管理 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」、表-13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンクの貯油量を管理する。</p>	<p>(3) 発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）又は直流電源用発電機への燃料補給緊急時対策本部は、発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）又は直流電源用発電機を運転した場合、発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）又は直流電源用発電機への燃料補給を、燃料油貯蔵タンク及びびタンクローリを用いて実施する。その後の燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目安に実施する。</p> <p>ア 燃料の管理 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」及び表-13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンクの貯油量を管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（緊急時対策棟内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>表-18</p> <p>操作手順</p> <p>18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (代替緊急時対策所)</p> <p>① 方針目的</p> <p>代替緊急時対策所において、重大事故等が発生した場合に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員が代替緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するため、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持する必要がある居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>居住性の確保</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所空気浄化装置による放射性物質の侵入低減、代替緊急時対策所空気加圧設備による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により代替緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 代替緊急時対策所立上げの手順 <p>緊急時対策本部は、代替緊急時対策所を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、代替緊急時対策所を立上げる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 代替緊急時対策所空気浄化装置運転手順 <p>緊急時対策本部は、代替緊急時対策所空気浄化ファンを稼働、起動し、必要な換気確保するとともに、代替緊急時対策所空気浄化ファンを通過することにより放射性物質の侵入を低減する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、代替緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 代替緊急時対策所加圧設備による空気供給準備手順 <p>緊急時対策本部は、代替緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替える準備を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 代替緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 <p>緊急時対策本部は、代替緊急時対策所の居住性確保の観点から、代替緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生時の手順 <ol style="list-style-type: none"> 代替緊急時対策所エリアモニタ設置手順 <p>緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、代替緊急時</p>	<p>表-18</p> <p>操作手順</p> <p>18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (緊急時対策所 (緊急時対策棟内))</p> <p>① 方針目的</p> <p>緊急時対策所 (緊急時対策棟内) に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員が緊急時対策所 (緊急時対策棟内) にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員を収容、代替電源設備からの給電を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>居住性の確保</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所非常用空気浄化設備による放射性物質の侵入低減、緊急時対策所空気加圧設備による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所 (緊急時対策棟内) の居住性を確保する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 (緊急時対策棟内) 立上げの手順 <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所 (緊急時対策棟内) を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所 (緊急時対策棟内) を立上げる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 緊急時対策所非常用空気浄化設備運転手順 <p>緊急時対策本部は、居住性確保に必要な扉の閉止を行った後、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動し、必要な換気確保するとともに、緊急時対策所非常用空気浄化ファンを通過することにより放射性物質の侵入を低減する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 緊急時対策所加圧設備による空気供給準備手順 <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替える準備を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 (緊急時対策棟内) 内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所 (緊急時対策棟内) の居住性確保の観点から、緊急時対策所 (緊急時対策棟内) 内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生時の手順 <ol style="list-style-type: none"> 緊急時対策所エリアモニタ設置手順 <p>緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、緊急時対</p>	<p>緊急時対策所 (緊急時対策棟内) の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>時対策室内へ代替緊急時対策エリアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。</u> 可搬型エリアモニタのうち、3号炉及び4号炉原子炉格納容器と代替緊急時対策所の中間位置に設置する可搬型エリアモニタは代替緊急時対策室内を加圧するための判断に用いる。可搬型エリアモニタを設置する手順は、表-17「監視測定等に関する手順等」参照。</p> <p>3 重大事故が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 緊急時対策本部は、重大事故が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所にとどまる緊急時対策本部要員について 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、以下の要員を目安とし、最大収容可能人数の範囲で代替緊急時対策所にとどまる要員を判断する。 ブルーム通過中においても、代替緊急時対策所にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交代要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な緊急時対策本部要員とする。</p> <p>(2) 代替緊急時対策所加圧設備への切替準備手順 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタ等の指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、パラメータの監視強化及び代替緊急時対策所換気設備切替えのための要員配置を行う。</p> <p>(3) 代替緊急時対策所加圧設備への切替手順 緊急時対策本部は、原子炉格納容器からブルームが放出され、可搬型エリアモニタ等の指示値が上昇した場合、速やかに代替緊急時対策所換気設備を代替緊急時対策所空気浄化装置から代替緊急時対策所加圧設備へ切り替えるとともに、代替緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</p> <p>(4) 代替緊急時対策所空気浄化装置への切替手順 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタ等の指示が低下し、代替緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、代替緊急時対策所換気設備を代替緊急時対策所加圧設備から代替緊急時対策所空気浄化装置側へ切替える。</p> <p>必要な指示及び通信連絡 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる以下の事項について明確にする。</p> <p>1 重大事故等に対処するために必要な情報を把握するため、代替緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備により、必要なアラートパラメータ等を監視又は収集する。</p> <p>2 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、代替緊急時対策所に配備し、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p>	<p><u>策所（緊急時対策棟内）内へ緊急時対策エリアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。</u> 可搬型エリアモニタのうち、3号炉及び4号炉原子炉格納容器と緊急時対策所（緊急時対策棟内）の中間位置に設置する可搬型エリアモニタは緊急時対策所（緊急時対策棟内）内を加圧するための判断に用いる。可搬型エリアモニタを設置する手順は、表-17「監視測定等に関する手順等」参照。</p> <p>3 重大事故が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 緊急時対策本部は、重大事故が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。</p> <p>(1) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる緊急時対策本部要員について 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、以下の要員を目安とし、最大収容可能人数の範囲で緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員を判断する。 ブルーム通過中においても、緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交代要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な緊急時対策本部要員とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所加圧設備への切替準備手順 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタ等の指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、パラメータの監視強化及び緊急時対策所非常用空気浄化設備から緊急時対策所加圧設備への切替えのための要員配置を行う。</p> <p>(3) 緊急時対策所加圧設備への切替手順 緊急時対策本部は、原子炉格納容器からブルームが放出され、可搬型エリアモニタ等の指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所非常用空気浄化設備から緊急時対策所加圧設備へ切り替えるとともに、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</p> <p>(4) 緊急時対策所非常用空気浄化設備への切替手順 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタ等の指示が低下し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用空気浄化設備へ切替える。</p> <p>必要な指示及び通信連絡 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる以下の事項について明確にする。</p> <p>1 重大事故等に対処するために必要な情報を把握するため、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の情報収集設備及び通信連絡設備により、必要なアラートパラメータ等を監視又は収集する。</p> <p>2 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に配備し、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策棟内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>3 重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡を必要とする場所と通信連絡を行う。</p> <p>4 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により代替緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所の情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所の情報収集設備である緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS) 及びSPDS データ表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する。</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について 防災課長は、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、代替緊急時対策所に配備する。また、当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>(3) 通信連絡に関わる手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用手法等、必要な手順は、表-19「通信連絡に関する手順等」参照</p>	<p>3 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡を必要とする場所と通信連絡を行う。</p> <p>4 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所（緊急時対策棟内）の情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。</p> <p>(1) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の情報収集設備である緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS) 及びSPDS データ表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する。</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について 防災課長は、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に配備する。また、当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>(3) 通信連絡に関わる手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用手法等、必要な手順は、表-19「通信連絡に関する手順等」参照</p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策棟内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>
<p>必要な数の要員の収容 代替緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を収容する。</p> <p>緊急時対策本部は、これらの緊急時対策本部要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p> <p>1 放射線管理について</p> <p>(1) 放射線管理用資機材の維持管理等について 緊急時対策本部は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員や現場作業を行う緊急時対策本部要員の装備（線量計、マスク等）及びチェン징ングエリアを設置するための資機材を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。</p> <p>緊急時対策本部は、代替緊急時対策所空気浄化フィルターユニット近傍に可搬型エリアモニタを設置し、放射線量を監視する。放射線量が上昇した場合は、周辺に立ち入りを制限する等の対応を行う。</p> <p>(2) チェン징ングエリアの設置及び運用手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベーパー及び防護具の着替え等を行うためのチェン징ングエリアを設置するための資機材を配備し、代</p>	<p>必要な数の要員の収容 緊急時対策所（緊急時対策棟内）には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を収容する。</p> <p>緊急時対策本部は、これらの緊急時対策本部要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p> <p>1 放射線管理について</p> <p>(1) 放射線管理用資機材の維持管理等について 緊急時対策本部は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員や現場作業を行う緊急時対策本部要員の装備（線量計、マスク等）及びチェン징ングエリアを設置するための資機材を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所非空気浄化フィルターユニット近傍に可搬型エリアモニタを設置し、放射線量を監視する。放射線量が上昇した場合は、周辺に立ち入りを制限する等の対応を行う。</p> <p>(2) チェン징ングエリアの設置及び運用手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベーパー及び防護具の着替え等を行うためのチェン징ングエリアを設置するための資機材</p>	

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。</p> <p>(3) 代替緊急時対策所空気浄化装置の切替手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの線量が上昇する等、切替が必要となった場合、代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニットを待機側へ切替え、線量に応じ、交換、保管する。</p> <p>2 飲料水、食料等について 緊急時対策本部は、少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、代替緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</p> <p><u>代替電源設備からの給電</u> 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源として代替緊急時対策所用発電機により代替緊急時対策所へ給電する。 なお、代替緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備のうち原子炉補助建屋に設置されている機器への給電については、大容量空冷式発電機により実施する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」及び表-19「通信連絡に関する手順等」を参照</p> <p>1 代替緊急時対策所用発電機による給電 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源（交流）である代替緊急時対策所用発電機から給電する。 (1) 代替緊急時対策所用発電機は、代替緊急時対策所の立上げ時にケーブル接続等の準備を行い、全交流動力電源喪失時に起動し代替緊急時対策所へ給電を開始する。 (2) 代替緊急時対策所用発電機は、給油等が必要な場合、切替えを行う。 (3) 代替緊急時対策所用発電機には燃料油貯蔵タンクよりタンクローリを用いて給油する。</p> <p>ア 代替緊急時対策所用発電機準備手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所立上げ時のケーブル接続を行う。</p> <p>イ 代替緊急時対策所用発電機起動手順 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時における代替緊急時対策所用発電機の起動を行う。</p> <p>ウ 代替緊急時対策所用発電機の切替及び燃料給油手順 (7) 代替緊急時対策所用発電機の切替手順 緊急時対策本部は、燃料給油等が必要な場合、代替緊急時対策所用発電機の切替えを行う。</p>	<p>を整備し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の外側が放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。</p> <p>(3) 代替緊急時対策所非常用空気浄化設備の切替手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの線量が上昇する等、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの切替えが必要となった場合は待機側へ切替え、線量に応じ、交換、保管する。</p> <p>2 飲料水、食料等について 緊急時対策本部は、少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</p> <p><u>代替電源設備からの給電</u> 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源として代替緊急時対策所用発電機により代替緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ給電する。 なお、原子炉補助建屋に設置されている緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の機器については、代替電源として大容量空冷式発電機により給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」を参照</p> <p>1 代替緊急時対策所用発電機による給電 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源（交流）である代替緊急時対策所用発電機から給電する。 (1) 代替緊急時対策所用発電機は、代替緊急時対策所（緊急時対策棟内）の立上げ時に電源ケーブル接続等の準備を行い、全交流動力電源喪失時に起動し緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ給電を開始する。</p> <p>ア 代替緊急時対策所用発電機準備手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）立上げ時の電源ケーブル及び燃料油供給ホース接続を行う。</p> <p>イ 代替緊急時対策所用発電機起動手順 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時における緊急時対策所用発電機の起動を行う。</p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策棟内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(4) 代替緊急時対策所用発電機の待機運転手順 <u>緊急時対策本部は、ブルーム放出のおそれがある場合、待機側の代替緊急時対策所用発電機を起動して無負荷運転で待機させる。ブルーム通過中に発電機の切替が必要になった場合は、速やかに待機側の代替緊急時対策所用発電機からの給電に切り替える。</u></p> <p>(配慮すべき事項) 1 燃料補給 代替緊急時対策所用発電機への給油は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク及びタンクローリを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時の給油周囲を目安に実施する。また、重大事故等時7日間運転継続するための手順等」、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」、表-13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」及び表-14「電源の確保に関する手順等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンクの貯油量を管理する。</p>	<p>(配慮すべき事項) 1 燃料補給 緊急時対策所用発電機への給油は、緊急時対策所用発電機専用給油ポンプから緊急時対策所用発電機専用燃料油供給ホースを接続し、緊急時対策所用発電機専用燃料油貯蔵タンクから、緊急時対策所用発電機専用給油ポンプにより自動補給する。発電機運転中は、緊急時対策所用発電機専用給油ポンプの運転状態及び燃料油補給状況の警報監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。また、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、緊急時対策所用発電機専用燃料油貯蔵タンクの貯油量を管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（緊急時対策棟内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>表-19</p> <p>操作手順</p> <p>19. 通信連絡に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により通信連絡を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>発電所内の通信連絡</p> <p>1 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、緊急時対策本部要員が、中央制御室、屋内外の作業場所、代替緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）により、代替緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置を使用する。</p> <p>2 計測等行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等</p> <p>緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び炉原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合、屋内の現場と中央制御室との連絡には携帯型通話設備を使用し、屋外の現場と中央制御室との連絡には衛星携帯電話設備又は無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型、携帯型、モニタリングカー）を使用する。また、屋内外の現場若しくは中央制御室と代替緊急時対策所との連絡には衛星携帯電話設備、無線連絡設備又は携帯型通話設備を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>1 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、代替緊急時対策所の緊急時対策本部要員が、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAX）を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を使用する。</p>	<p>表-19</p> <p>操作手順</p> <p>19. 通信連絡に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により通信連絡を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>発電所内の通信連絡</p> <p>1 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、緊急時対策本部要員が、中央制御室、屋内外の作業場所、緊急時対策所（緊急時対策棟内）との間で相互に通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）により、緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置を使用する。</p> <p>2 計測等行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等</p> <p>緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び炉原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合、屋内の現場と中央制御室との連絡には携帯型通話設備を使用し、屋外の現場と中央制御室との連絡には衛星携帯電話設備又は無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型、携帯型、モニタリングカー）を使用する。また、屋内外の現場若しくは中央制御室と緊急時対策所（緊急時対策棟内）との連絡には衛星携帯電話設備、無線連絡設備又は携帯型通話設備を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>1 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員が、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAX）を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を使用する。</p>	<p>• 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>2 計測等行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所でも共有する手順等 緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器 破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外） により発電所外（社内外）の必要な場所でも共有する場合、代替緊急時対策班と本店、地方公共 団体との連絡には衛星携帯電話設備及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テ レビ会議システム、IP 電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAX）を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 代替電源設備からの給電 発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失時、代替電源設備により、衛星携帯電話設備のうち 衛星携帯電話（固定型）、無線連絡設備のうち無線連絡装置（固定型）、統合原子炉防災ネットワ ークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAX）、 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置へ給電する。</p> <p>給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関 する手順等（代替緊急時対策所）」参照</p>	<p>2 計測等行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所でも共有する手順等 緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器 破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外） により発電所外（社内外）の必要な場所でも共有する場合、緊急時対策所（緊急時対策棟内）と本店、 地方公共団体との連絡には衛星携帯電話設備及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信 連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAX）を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 代替電源設備からの給電 発電第二課当直課長及び緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源設備により、衛星 携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、無線連絡設備のうち無線連絡装置（固定型）、統合 原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、衛星通信装置（電 話）、IP-FAX）、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置へ給電する。</p> <p>給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関 する手順等（緊急時対策所（緊急時対策棟内）」参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前		変 更 後		備 考
表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (5/5)				
操作 手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
15	可搬型計測器による計測※1	係長対応要員	1	20分
		運転員(当直員)等 (班毎)	1	
16	中央制御室換気空調設備の運転※1 (全交流動力電源が喪失した場合)	係長対応要員	2	1時間 35分
		運転員(当直員)等 (中央制御室)	1	
ア・ニ・ラ・ス空気浄化設備による放射性物質の濃度低減※1 (全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)		No.10にて整備する。		
17	可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	2	1時間 50分
	可搬型エアリアモニタによる放射線量の測定	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	2	3時間
	可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	2	2時間
	可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	2	2時間
	可搬型放射線計測器による水中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	3	6時間 20分
	可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	2	1時間 40分
	海上モニタリング測定	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	3	2時間 40分
	モニタリングステーション及びモニタリングポストのバックグラウンド低減対策	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	2	1時間 45分
	可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定	緊急時対策本部要員 (総括班)	4	3時間
	代替緊急時対策所空気浄化装置運転	緊急時対策本部要員 (総括班他※2)	4	30分
18	代替緊急時対策所加圧設備による空気低圧運搬	緊急時対策本部要員 (総括班他)	2	30分
	代替緊急時対策所用緊急重機運搬	緊急時対策本部要員 (総括班他)	2	20分
19	代替緊急時対策所用緊急重機起動	緊急時対策本部要員 (総括班他)	2	10分
	代替緊急時対策所用発電機燃料補給	緊急時対策本部要員 (総括班他)	2	1時間 55分
(成立性が要求される対応手段なし)		—	—	—
※1：有効性評価の重要事故シナケンスに係る対応手段 ※2：緊急時対策本部の総括班及び緊急時対策本部要員をいう。(以下、添付3において同じ)				
表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (5/5)				
操作 手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
15	可搬型計測器による計測※1	係長対応要員	1	20分
		運転員(当直員)等 (班毎)	1	
16	中央制御室換気空調設備の運転※1 (全交流動力電源が喪失した場合)	係長対応要員	2	1時間 35分
		運転員(当直員)等 (中央制御室)	1	
ア・ニ・ラ・ス空気浄化設備による放射性物質の濃度低減※1 (全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)		No.10にて整備する。		
17	可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	2	1時間 50分
	可搬型エアリアモニタによる放射線量の測定	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	2	3時間
	可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	2	2時間
	可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	2	2時間
	可搬型放射線計測器による水中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	3	6時間 20分
	可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	2	1時間 40分
	海上モニタリング測定	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	3	2時間 40分
	モニタリングステーション及びモニタリングポストのバックグラウンド低減対策	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	2	1時間 45分
	可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定	緊急時対策本部要員 (総括班)	4	3時間
	代替緊急時対策所空気浄化装置運転	緊急時対策本部要員 (総括班他※2)	4	30分
18	代替緊急時対策所加圧設備による空気低圧運搬	緊急時対策本部要員 (総括班他)	2	30分
	代替緊急時対策所用緊急重機運搬	緊急時対策本部要員 (総括班他)	2	20分
19	代替緊急時対策所用緊急重機起動	緊急時対策本部要員 (総括班他)	2	10分
	代替緊急時対策所用発電機燃料補給	緊急時対策本部要員 (総括班他)	2	1時間 55分
(成立性が要求される対応手段なし)		—	—	—
※1：有効性評価の重要事故シナケンスに係る対応手段 ※2：緊急時対策本部の総括班及び緊急時対策本部要員をいう。(以下、添付3において同じ)				
表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (5/5)				
操作 手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
15	可搬型計測器による計測※1	係長対応要員	1	20分
		運転員(当直員)等 (班毎)	1	
16	中央制御室換気空調設備の運転※1 (全交流動力電源が喪失した場合)	係長対応要員	2	1時間 35分
		運転員(当直員)等 (中央制御室)	1	
ア・ニ・ラ・ス空気浄化設備による放射性物質の濃度低減※1 (全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)		No.10にて整備する。		
17	可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	2	1時間 50分
	可搬型エアリアモニタによる放射線量の測定	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	2	3時間
	可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	2	2時間
	可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	2	2時間
	可搬型放射線計測器による水中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	3	6時間 20分
	可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	2	1時間 40分
	海上モニタリング測定	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	3	2時間 40分
	モニタリングステーション及びモニタリングポストのバックグラウンド低減対策	緊急時対策本部要員 (安全管理班)	2	1時間 45分
	可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定	緊急時対策本部要員 (総括班)	4	3時間
	代替緊急時対策所空気浄化装置運転	緊急時対策本部要員 (総括班他※2)	4	30分
18	代替緊急時対策所加圧設備による空気低圧運搬	緊急時対策本部要員 (総括班他)	2	30分
	代替緊急時対策所用緊急重機運搬	緊急時対策本部要員 (総括班他)	4	15分
19	代替緊急時対策所用緊急重機起動	緊急時対策本部要員 (総括班他)	4	30分
	代替緊急時対策所用発電機燃料補給	緊急時対策本部要員 (総括班他)	—	—
(成立性が要求される対応手段なし)		—	—	—
※1：有効性評価の重要事故シナケンスに係る対応手段 ※2：緊急時対策本部の総括班及び緊急時対策本部要員をいう。(以下、添付3において同じ)				

・緊急時対策所(緊急時対策棟内)の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p><中 略></p> <p>2.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p><中 略></p> <p>(1) 体制の整備</p> <p><中 略></p> <p>ア 対応要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない状況においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。</p> <p><中 略></p> <p>(1) プルーム放出時及びフィルタベント時には、<u>代替緊急時対策所</u>に残る要員（以下「最低限必要な要員」という。）は代替緊急時対策所にとどまり、プルーム通過後又は放射線防護上の確認が終了した後、活動を再開する。</p> <p><中 略></p> <p>イ 対応拠点 本部長を含む対応要員等（特重施設要員を除く）が対応を行うに当たつての拠点は、<u>代替緊急時対策所</u>を基本とし、特重施設要員が対応を行うに当たつての拠点は <input type="text"/> とする。 また、<u>代替緊急時対策所</u>以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。</p>	<p>2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p><中 略></p> <p>2.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p><中 略></p> <p>(1) 体制の整備</p> <p><中 略></p> <p>ア 対応要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない状況においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。</p> <p><中 略></p> <p>(1) プルーム放出時及びフィルタベント時には、緊急時対策所（緊急時対策種内）に残る要員（以下「最低限必要な要員」という。）は緊急時対策所（緊急時対策種内）にとどまり、プルーム通過後又は放射線防護上の確認が終了した後、活動を再開する。</p> <p><中 略></p> <p>イ 対応拠点 本部長を含む対応要員等（特重施設要員を除く）が対応を行うに当たつての拠点は、緊急時対策所（緊急時対策種内）を基本とし、特重施設要員が対応を行うに当たつての拠点は <input type="text"/> とする。 また、<u>緊急時対策所（緊急時対策種内）</u>以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。</p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策種内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>2.2 手順書の整備</p> <p><中 略></p> <p>(4) APC 等による大規模損壊発生時の対応における考慮</p> <p><中 略></p> <p>ウ 防災課長及び発電第二課長は、中央制御室及び代替緊急時対策所が機能喪失する過酷な状態において、原子炉施設の状態の把握及びAPC等による大規模損壊発生時の適切な判断を行うため、必要な情報が速やかに得られるように情報の種類及び入手方法を整理するとともに、判断基準を明確にし、規定文書に定める。</p> <p><中 略></p> <p>(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作</p> <p>ア 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー</p> <p><中 略></p> <p>(イ) 緩和操作を選択するための判断フロー</p> <p><中 略></p> <p><以下、省略></p>	<p>2.2 手順書の整備</p> <p><中 略></p> <p>(4) APC 等による大規模損壊発生時の対応における考慮</p> <p><中 略></p> <p>ウ 防災課長及び発電第二課長は、中央制御室及び緊急時対策所（緊急時対策種内）が機能喪失する過酷な状態において、原子炉施設の状態の把握及びAPC等による大規模損壊発生時の適切な判断を行うため、必要な情報が速やかに得られるように情報の種類及び入手方法を整理するとともに、判断基準を明確にし、規定文書に定める。</p> <p><中 略></p> <p>(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作</p> <p>ア 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー</p> <p><中 略></p> <p>(イ) 緩和操作を選択するための判断フロー</p> <p><中 略></p> <p>中央制御室又は緊急時対策所（緊急時対策種内）での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、外からの目視に加えて内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等により緩和措置を適宜に行う。また、適切な個別操作を速やかに選択できるように、緩和操作を選択するための判断フローに個別操作への移行基準を定める。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・緊急時対策所（緊急時対策種内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">表-26</p> <p>APC等による大規模損壊発生時における特重施設による対応に必要な措置の運用手順</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">操作手順</p> <p style="text-align: center;">原子炉格納容器の過圧破損防止の手順</p> </div>	<p style="text-align: center;">表-26</p> <p>APC等による大規模損壊発生時における特重施設による対応に必要な措置の運用手順</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">操作手順</p> <p style="text-align: center;">原子炉格納容器の過圧破損防止の手順</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（緊急時対策棟内）の設置による緊急時対策所機能の移行に伴う変更